

総務文教委員会記録

○開催日時

令和5年12月13日 午前10時～午後2時48分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（6人）

委員長	徳永武次	委員	福田俊一郎
副委員長	山中真由美	委員	新原春二
委員	大田黒博	委員	森満晃

○欠席議員（1人）

委員 溝上一樹

○その他の議員

議員	井上勝博	議員	犬井美香
議員	森永靖子	議員	山元剛
議員	帶田裕達		

○説明のための出席者

未来政策部長	古川英利	会計課長	西元哲郎
未来政策部次長	祁答院欣尚		
未来政策部次長	堂元光信	教育部長	上大迫修
秘書広報課長	川床和代	教育総務課長	坂上克久
企画政策課長	下門隆嗣	学校教育課長	中津朋広
コミュニケーション課長	田中英人	社会教育課長	坂下克博
		少年自然の家所長	児玉学
		中央図書館長	寺田和一
行政管理部長	鬼塚雅之		
スマートデジタル監	喜山雄介		
総務課長	黒木諭	選挙管理委員会事務局長	上野卓也
財政課長	大濱浩一		
契約検査室長	園田克朗	監査事務局長	尾曲秀樹
財産マネジメント課長	下菌伸一	公平委員会事務局長	
行政経営課長	福元昭宏		
スマートデジタル戦略室長	福山勝広	議会事務局長	田代健一
		議事調査課長	久米道秋

○事務局職員

事務局長	田代健一	課長代理兼議事グループ長	上川雄之
議事調査課長	久米道秋	議事グループ員	今吉聖人

○審査事件等

付 託 事 件 名	所 管 課
議案第137号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第148号 薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について 議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 陳情第15号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める陳情 (所管事務調査)	総務課
議案第137号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査) (所管事務調査)	財政課
議案第137号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	契約検査室 財産マネジメント課
議案第137号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	行政経営課
議案第137号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	スマートデジタル戦略室
議案第137号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	選挙管理委員会事務局
議案第137号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	会計課
議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	公平委員会事務局 監査事務局
議案第126号 薩摩川内市小学校・中学校・義務教育学校条例の一部を改正する条例の制定について 議案第127号 和解するについて 議案第137号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 請願第6号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の提出を求める請願 陳情第14号 薩摩川内市の学校給食費無償化を求める陳情 (所管事務調査)	教育総務課 学校教育課
議案第137号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	社会教育課 (中央公民館) 中央図書館
議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	少年自然の家
議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	秘書広報課
議案第122号 薩摩川内市奨学金返還支援基金条例の制定について 議案第123号 薩摩川内市産業人材確保・移住定住戦略基金条例の制定について 議案第124号 甑島辺地に係る総合整備計画の変更について 議案第137号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	企画政策課
議案第125号 薩摩川内市自治基本条例の一部を改正する条例の制定について 議案第137号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	コミュニティ課
議案第137号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算 (所管事務調査)	議事調査課

△開　　会

○委員長（徳永武次）ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。よって、お手元の審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取扱いについて申し上げます。現在のところ傍聴の申出はありませんが、会議の途中で傍聴の申出がある場合は、委員長において、隨時許可します。

△総務課の審査

○委員長（徳永武次）それでは、総務課の審査に入ります。

△議案第137号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、議案第137号令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（黒木　諭）歳出予算について説明いたしますので、予算に関する説明書の33ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費のうち総務課分は、10項総務一般管理費で、人事異動等に伴い人件費を増額補正するものであります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第148号 薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○委員長（徳永武次）次に、議案第148号薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（黒木　諭）12月12日付けで

提出いたしました議会資料の行政管理部関係の2ページをお開きください。

まず、改正の経緯・理由等につきましては、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定法の交付に伴いまして、本市におきましても、これに準じ、職員の給料月額、期末勤勉手当の支給割合、特別職及び議会議員の期末手当の支給割合を改定するほか、所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

一部改正条例としましては、2の（1）から（4）に記載の4条例で、3の主な改正内容は、（1）一般職員につきましては、アの期末勤勉手当を年間0.1月分引き上げ、イの給料表の改定につきましては、平均1.1%のプラス改定で、初任給につきまして、大卒程度を1万1,000円、高卒程度を1万2,000円を引き上げるなど、若年層に重点を置いた改定となっております。

（2）特別職につきましては、期末手当を年間0.1月分引き上げ、3ページを御覧ください。

（3）議員報酬につきましても、期末手当を年間0.1月分引き上げ、（4）任期つき職員につきましては、給料表の一部引き上げとなります。

4の施行期日ですが、令和5年4月1日から遡及して適用し、12月中に改定差額を支給予定しております。

5の給料改定の所要額は、約1億200万円を想定しております。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めるに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第150号 令和5年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（徳永武次） 次に、議案第150号
令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題と
します。

当局の補足説明を求めます。

○総務課長（黒木 諭） 予算に関する説明書
の15ページをお開きください。

2款1項1目一般管理費の総務課分は、事項、
総務一般管理費で、人事院勧告に伴う国家公務員
の給与改定に準じまして、人件費を増額補正する
ものであります。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明が
ありましたが、これより質疑に入ります。御質疑
願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。
ここで、本案の審査を一時中止します。

△陳情第15号 政党機関紙の庁舎内勧誘
行為の自粛を求める陳情

○委員長（徳永武次） 次に、陳情第15号政
党機関紙の庁内勧誘行為の自粛を求める陳情を議
題とします。陳情文書表については、既に配付し
てありますので、朗読は省略します。

それでは、当局から本陳情について、特に補足
説明はないようですので、これより質疑に入ります。
御質疑願います。

○委員（新原春二） 庁舎内での情報紙なり、い
ろんな機関紙の関係で、配付だとか勧誘だとか、
強制だとかというのが、この文書でありますけれ
ども、そういうのが、今、薩摩川内市の庁舎内で
あるのかどうか。総務課が把握していらっしゃる
中身でお聞かせください。

○総務課長（黒木 諭） まず、庁舎内で物販
等を含めまして、販売等をする場合におきまして
は、庁舎等管理規則に定めがございまして、一応、
職員の福利厚生に資するようなものについては、
申請されて許可を受けたものについては認めると。
ただし、執務時間外、それから執務室外での、そ
ういった行為を行うということを条件に認めてい
るところでございます。

今、御質問の政党新聞等の部分がなされている
という部分については、今のルールを守られてさ

れているのではないかと認識しているということ
と、強制的な販売があるかという点につきまして
は、相対的なアンケート等を実施しておりません
し、また、そういった声は総務課には届いていな
い状況でございます。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） ないですか。質疑が尽
きたと認めます。

それでは、本陳情の取扱いについて協議したい
と思います。御意見はありませんか。

○委員（新原春二） 今、総務課のほうで把握は
していないし、総務課のほうに上がってきていな
いということで、薩摩川内市の庁舎内でのそういう
ものについては把握はされていないということ
でありますから、本陳情の要旨は、そういうもの
がないように自粛をするようにという話ですから、
ないのであれば自粛をする必要もないですので、
これはもう採決をしていただければありがたいと
思います。

○委員長（徳永武次） ただいま採決の御意見
がありましたら、ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） これより討論、採決を
行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 討論はないと認めます。
これより採決を行います。採決は起立により、
採択すべきものと認めるに賛成する委員の起
立を求めます。

[賛成者起立]

○委員長（徳永武次） 起立少数であります。

よって、本陳情は不採択とすべきものに決定し
ました。

以上で、本陳情の審査を終了します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次） 次に、所管事務調査を
行います。当局から報告事項はありませんので、
これより所管事務全般について質疑に入ります。
御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。
以上で、総務課の審査を終わります。

△財政課の審査

○委員長（徳永武次）次は、財政課の審査に入ります。

△議案第137号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました議案第137号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○財政課長（大濱浩一）第9回補正、歳出より説明いたします。第9回補正予算の63ページを御覧ください。

12款1項1目元金及び2目利子は、長期債の借入額が当初予定より減少したことなどから、その償還元金及び利子の不用額を減額するものであります。

次に、歳入について、18ページを御覧ください。11款1項1目地方特例交付金は、交付額の決定に伴い増額するものであります。

19ページを御覧ください。12款1項1目地方交付税は、普通交付税の交付額の決定に伴い増額するものであります。

28ページを御覧ください。21款1項1目繰越金は、前年度繰越金の確定により増額するものであります。

30ページを御覧ください。23款1項1目総務債では、指定避難所となっている地区コミュニティセンターのトイレ改修事業の財源として、集会所整備事業債を増額し、3目衛生債では、旧鹿島クリーンセンターの施設解体事業の財源として、一般廃棄物処理施設整備事業債を計上し、7目土木債では、繰越明許費を活用しました15か月執行予算及び一般道路整備事業の財源として道路整備事業債を増額し、橋梁維持補修事業に係る国庫補助内示に伴い、橋梁整備事業債を減額とともに、県単砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の事業執行に伴い、砂防事業債及び急傾斜地崩壊対策事業債を増減調整するものであります。

8目消防債では、分団詰所整備事業に係る財源を減額し、9目教育債では、中央公民館・中央図書館空調設備改修事業の財源を増額し、13目臨時財政対策債は、発行可能額の決定に伴い増額するものであります。

31ページを御覧ください。自動車取得税交付金は、交付額の決定に伴い計上するものであります。

次に、地方債補正について説明いたします。14ページを御覧ください。

第4表地方債補正は、集会所整備事業など8事業及び臨時財政対策債の限度額を変更するものであります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎）合併特例事業債についてお尋ねしますが、この起債については、合併後の新市ができて、起債の充当をしているところですけれども、本来なら、数年前に、もう終わっておったところでしたが、延期になったということだったと記憶しているんです。あの事業債については、どれぐらい、あと何年ぐらい活用できるのかを、まずお尋ねしてみたいと思います。

○財政課長（大濱浩一）合併特例事業債につきましては、市町村合併後の特例の地方債ということで、先ほど委員のほうから説明があったとおりであります。当初は、合併後10年間の期間だったのですが、その後、全国的な災害とかがありまして、期間が延長されております。何年度まで、この合併特例事業債が活用できるのかという質問に対しましては、令和6年度、来年度予算までが本市の活用期限となっております。

○委員（福田俊一郎）令和6年度ということであります。合併特例事業債については、限度額が設けられておって、本市ではその限度額以下で、市債等を念頭に置いて、ちゃんと返済できるような、計画に基づいて、限度額以下で起債をしておりましたけれども、そこら辺のところ、限度額とか、あるいは本市がどれくらいまで合併特例事業債を活用できるのかについて、答弁をいただきたいと思います。

○財政課長（大濱浩一）合併特例事業債の活用限度額は、確かに合併時の人口規模あるいは財政力等によって限度額が定められているのですが、本市におきましては、その活用限度額以内の約400億円を活用するということで、まちづくり計画の中で約400億円の活用ということで定めているところであります。

○委員（福田俊一郎）令和6年度、来年度までの活用の中で、この400億円の消化ができるのかということと、こうして、補正のほうでも、この合併特例事業債を活用して事業をしておりますけれども、令和6年度で済むと、それ以降、令和7年度以降は、今まで、この合併特例事業債を財源に活用しておった事業についてはどうなるのだろうかという心配というのも出てくるのですけれども、そのような方針、考え方をお示しいただきたいと思います。

○財政課長（大濱浩一）合併特例事業債につきましては、令和6年度までに約400億円の活用ということで、予算調整に努めているところであります。

また、令和7年度以降では、合併特例事業債が活用できなくなるのに対応して、どのように対応するのかという御確認ですが、合併特例事業債は、対象となる事業費に対して、補助率ではないのですけれども、地方債の充当率が95%で、そして、その後の返済の元金利子、元利債還金の毎年度の返済額の70%が交付税の需要額に算定される、財政的に非常に有利な地方債であるのですが、令和7年度以降につきましては、当然、この合併特例事業債は活用できませんので、それに代わる地方債を、それぞれの道路整備事業、港湾整備事業などの分野に活用できる、その他の地方債を、現在、財政的には整理しまして、そして、府内の中では、それぞまた合併特例事業債とまではいかないのですが、対象事業への充当率、そして交付税措置率も異なりますので、可能な限り財政的に有利な地方債の活用ができるように、過疎計画、辺地計画とか、いろいろな計画に搭載しないと活用できないものとかがあつたりしますので、そういった事前の準備をするような形で、今、府内にも周知を図っているところであります。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第150号 令和5年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）次に、審査を一時中止しておりました議案第150号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財政課長（大濱浩一）第10回補正について説明します。歳出はございませんので、歳入について説明いたします。

補正予算書の13ページを御覧ください。12款1項1目普通交付税は、今回、補正の財源として、普通交付税を増額するものであります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。以上で、財政課の審査を終わります。

△契約検査室の審査

○委員長（徳永武次）それでは、次は契約検査室の審査に入ります。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）それでは議案がありませんので、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）契約検査で、結構、件数も多くて、現場も調査をしながら大変な作業だと思うんですけど、1点、前から話をしていますように、契約の変更があつて、当然あるべきだと思うんですけど、その報告の在り方なんですけれども、所管事務調査の報告で金額の訂正・変更と時期的な変更がありますよね。金額の変更は、それなりに積算をされて出てきていると思うんですけど、その理由が報告の中に書いてないんです。期間の変更も。ひょっと見たときに、想定はされるんで

すけど、どこにどういう金が流れていったのか。かなり大きい額もあるんです。四、五百万円という変更もありますし、期間においては6か月というような変更があります。その変更は、あってしかるべきだと思うんですけど、その理由が報告の中を見えないものですから、市民が見たときに、あまり市民が見ることはないと思うんですけど、我々が見た場合に、何の変更なんだろうかというのがよく分からないものですから、あの様式の中に変更理由というのを入れられないのか。そこら辺はどうですか。

○契約検査室長（諏訪原智子） 御質問ありがとうございます。恐らく変更をした際に、主幹課から主要事項の報告で変更を見られる機会が多いかと思います。常々、建設産業委員会のほうでも御質問等あられまして、変更理由が報告書に載らないかという御意見を頂戴しているのは、私どもも十分承知しているところでございます。

書式に関しましては、我々、契約検査室のほうでの変更ができるかどうか、あるいは、変更理由等、その内容の変更等まで記載ができるかどうかというところは、また総務課なり、あるいは建設部なりと協議をさせていただきたいと思っております。今、この場で、その書式に変更理由等まで記されているかどうかというのは、申し訳ありませんが、今、即答ができない状況でございます。御意見として頂戴したいと思います。

○委員（新原春二） やはり市の行政の見える化といいますか、特にお金の関係だと、期間の関係というのは、やはり市民が注目している、あるいは業者間同士で意識を持って見ていらっしゃるというのはあると思うんです。金額の変更は、それで積算をされて出ていることだと思うんですけども、変更が500万円になったり、いろいろあるんですけども、週休2日になった副作用という話もあるんですけども、週休2日になったのは、ずっと前の話で、今始まったことじゃないですし。期間の変更についても、半年ぐらい延びるとは、我々から考えれば想定はされないんです。工事期間が数十年というのではないわけですので、1年、1年で経過されていくわけですから、その変更は、その業者さんの都合なんでしょうけれども、そこを行政として、いつまでも延ばしていくのかというのもあって、年度内を越えれば越えた

で、また措置があるわけですけれども、できれば年度内に収めていただくというのが基本ですので、この辺はまた府内協議をされて、できないのはできないでいいんですけども、案外、契約関係については秘密にすることはないと思いますので、そこら辺は、また協議をよろしくお願ひします。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、契約検査室の審査を終わります。

△財産マネジメント課の審査

○委員長（徳永武次） 次は、財産マネジメント課の審査に入ります。

△議案第137号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次） まず、審査を一時中止しております議案第137号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財産マネジメント課長（下薗伸一） それでは、歳入はございませんので、歳出について説明をいたします。予算に関する説明書の33ページをお開きください。

2款1項5目財産管理費の説明欄、事項、財産一般管理費の増は、会計年度任用職員通勤費の実績によります費用弁償の増額。事項、車両管理費の増は、会計年度任用職員報酬に係る最低賃金改定に伴う調整による増額と、会計年度任用職員通勤費の実績による費用弁償を増額するものであります。

次に、34ページをお開きください。

11目庁舎管理費の説明欄、事項、庁舎管理費の増は、甑島振興局事務室の空調設備故障による空調機器3台を購入するための備品購入費の増額になります。

次に、繰越明許費補正について説明をいたします。12ページをお願いいたします。

2款1項、事業名、甑島振興局空調設備更新事業につきましては、先ほど歳出で補正をお願いいたしましたが、機器の調達に所要の期間を要するため、年度内の完成が見込めないことから、繰越明許費を設定するものであります。金額は記載の

とおりになります。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次） 次に、審査を一時中止しておりました議案第150号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○財産マネジメント課長（下薗伸一） それでは、歳入はございませんので、歳出について説明をいたします。予算に関する説明書の15ページをお願いいたします。

2款1項5目財産管理費の説明欄、事項、財産一般管理費の増、それから16ページをお願いします。事項、車両管理費の増、及び11目庁舎管理費の説明欄、事項、庁舎管理費の増は、人事院勧告に伴います増額補正になります。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次） 次に、所管事務調査を行います。当局に説明を求めます。

○財産マネジメント課長（下薗伸一） それでは、本日の総務文教委員会資料の2ページをお願いいたします。

祁答院地域小学校の閉校跡地利活用スケジュールについて御説明をさせていただきます。令和6年3月31日閉校の黒木小学校、上手小学校、藺牟田小学校につきましては、現在も閉校後の利活用についての問合せがあることから、閉校前及び閉校後の対応につきまして、関係する課で協議調整したスケジュールを策定いたしております。

閉校跡地の利活用制度につきましては、地区コミュニティ協議会が事業を行う地域向け制度と、

企業が事業を行う企業向け制度の二つの制度があります。（1）のとおり、これまでの閉校跡地利活用と同様に、地域制度につきまして、黒木、上手、藺牟田地区コミュニティ協議会に説明を行い、地区コミュニティ協議会が利活用するか、しないかの判断をお願いすることとしております。これを令和5年度内に実施いたします。

次に、地区コミュニティ協議会等が利活用しないとなった場合には、（2）のとおり、企業等の利活用を進めることといたします。

（3）からは具体的な作業になりますが、教育総務課による学校備品等の整理、そして税務課によります固定資産税評価を令和6年9月末までに実施いたします。

その後、（4）のとおり、令和6年10月1日から企業等による利活用に関する事業計画を受け付け、事前協議を開始することといたします。

この事前協議が整った事業計画につきましては、（5）にありますとおり、地区コミュニティ協議会への説明、そして同意取得後に文部科学省への財産処分の手続など、事業化に向けた手続を進めることとしております。

また、同じく令和6年3月31日をもって閉校いたします旧甑島上甑中学校、旧鹿島中学校につきましても、令和5年度中に上甑地区及び鹿島地区コミュニティ協議会に説明を行うこととしております。

大きな2番には、スケジュールといたしまして記載をしておりますので、御確認ください。なお、このスケジュールは基本的なものであり、当然、早まる可能性もあります。

さらに、資料はございませんけれども、旧倉野小学校の理活用につきまして報告をさせていただきます。これまで本委員会で事業計画等につきまして説明をさせていただいておりますが、株式会社ユアーショップの物流倉庫・九州物流センターとして、12月19日火曜日に事業を開始するとの報告がありました。事業内容は、校舎及び体育館を倉庫に、校庭と校舎の1室は地区利用として提供されます。

これらのことにより、現在の閉校跡地の利活用状況は、閉校跡地24か所のうち11か所が利活用されている状況にあります。なお、活用されていない施設につきましては、これまでどおり、文

部科学省のホームページであったり、本市のホームページ、さらには郷土会を活用した積極的な情報発信など、引き続き利活用に向けた取組を進めてまいります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これを含めて、所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（大田黒 博）今、説明をいただきましたけれども、祁答院小学校が誕生するということでございまして、いろいろと皆さん方には御尽力いただきおり、ありがとうございます。1点だけ、この地区コミュニティを、まず最初に、使えるか確認をすることでしたけれども、その説明は、いつ頃されたのか。まず教えていただけますか。

○財産マネジメント課長（下薦伸一）まだ説明は行っておりません。この委員会を経た後、今年度中に地区コミュニティ協議会には説明をするという計画にしております。

○委員（大田黒 博）令和5度中という説明があったので確認したのですが、この規定のやつでいきますと、コミュニティの了解を得てという形で進んでいくものという判断ですけれども、祁答院におきましては、地域のコミュニティを絡んだ形で地域の地元の企業といいますか、そういうものが進出しようということで、内々で進んでいるやに聞いているんです。その場合に、早くコミュニティが要望したときには、その対応とすればどうなりますか。

○財産マネジメント課長（下薦伸一）先ほどのスケジュールの説明にもありましたけれども、まずはこれまで同様に地区に説明に行きます。こういう制度があり、こういう活用をしていきますという説明をします。取りあえず、その中で地区は使わないとなって、事業者等の提案等があれば、そこでお聞きして、それなりの早い対応というのを進めています。

○委員（大田黒 博）課長がそう答弁していただけすると、祁答院の状況というものは、少し外れてくるんです。だから、説明があって、令和5年度に説明をやったので、とにかくコミュニティ協議会からそういう依頼があったりすると、教育委員会、あるいはどこどこに相談があって、もう少しマネジメント課が所管として対応するべき

ものであろうと思いますので、コミュニティと一緒にになって、その対応をしていかなければならぬと思っているんです。そうしたときに、先に令和5年度という発表をしたので、この12月議会で了解を得てとか、そういうのではなくて、そういう動きがあったら、常に説明しながら進めるべきものは進めていくべきではないかと思うんですけれども、その辺、どうなんでしょうか。

○財産マネジメント課長（下薦伸一）先ほどスケジュールを説明する中でも申し上げましたけれども、これはあくまでもスケジュールです。当然、早まる可能性があるということは先ほど説明しましたので、そこはもう、時と場合というか、臨機応変に対応はしていきたいというふうには考えております。

○委員（大田黒 博）そうであってほしいと思います。

ただ、こういうスケジュールをコミュニティにお見せしますと、確認をしたときに、こういう説明をされると、状況を少しお話ししますと、ある企業で、ベトナムの方が十五、六名、さつま町に住んでおられるらしいんです。その方々を、空き家対策を打って地元に住むようにしようという動きがあったんですけども、閉校地があるということで、ものすごい勢いで何とかできないかという動きがあられたんです。その中で、市役所がしっかりと対応していけば、スムーズにこういうものにつながっていくという判断は、僕なんかもしたんですけども、マネジメント課が、そういうものの扱いを後手後手でいくと、少し空回りしたところもあったりするのを感じたんです。そこで、スムーズにいくような形で、薩摩川内市に企業がある会社とすれば、そういうものを市の動きとして関与していただく。そういうふうに進めていったらいいのかというアドバイスを含めて、そういうものを進めてもらえばなと思うんですが、いかがなんでしょうか。

○行政管理部長（鬼塚雅之）ただいまありましたことにつきましては、事業者の意向であったり、地域の意向であったりというのを踏まえながら、できるだけスピード感を持って対応できるようにしてまいりたいと思っております。

○委員（大田黒 博）ここにうたわれているものは、コミュニティの意向に少しウエイトがあ

るような気がしますので、その辺は、そういう説明を含めてしていただいていると、コミュニティが自分の地区の学校がなくなる、そういうものにおいて少し力を入れてもらえるのではないだろうかなと。地元の出身者とか、そういう方々に声かけしていただけるような気がするんです。そうした形で、上でも少しそういうものを聞いておりまし、また、蘭牟田にもそういうものが少し水面下であるような気もしますので、ぜひ年度内、3月30日を待たずに、早め早めにそういう説明をしていただければありがたいので、よろしくお願いします。

○委員（山中真由美） 陽成小学校の校舎部分の利活用の件なんですけど、前回、1度、地域説明会で、地域の方々から、様々、企業が参入するのに反対の意見だったりとかが出たと思うんですけど、それから進展はどのようにになっているのか、教えてください。

○財産マネジメント課長（下薦伸一） 陽成小学校につきましては、閉校跡地利活用ということで、体育館のみを活用されておりまして、閉校跡地の利活用からは外れています。そういうことから、企業の誘致という形で、産業戦略課のほうで、そういう手続を進めているところです。なので、閉校跡地利活用ではありませんので、財産マネジメント課としての手続は進めていないところです。

○委員（新原春二） 先ほど、倉野小学校の12月19日から事業開始をされたということですね。、聞けば東郷中の後で営業されている会社の関連だというふうに耳に挟んだんですけど、それはそれでいいんですが、その業者が全体を管理していくということで確認をしてよろしいですか。

○財産マネジメント課長（下薦伸一） 先ほど委員がおっしゃられたとおり、関連会社ユアーショップが活用されます。活用自体は、全ての校舎、校庭、全てを活用されていきます。ただ、その中で、先ほども説明をいたしましたけれども、校庭は地区にも開放されます。それから、校舎の1室についても、整備して地区の皆さんに開放されるということになっております。ですので、会社 자체が全ての施設を管理されます。

○委員（新原春二） 倉野の地区というか、樋脇

も含めて、薩摩川内市全体で見ていく場合に、管理はもちろん会社がされていくんですけども、例えば校庭を運動会に使いたいという、倉野地区以外で、そういうのを利用されたいということがあつたとする。例えば、保育園で遠足に行くとか、そういうのがあつたとすれば、それも会社のほうに連絡を取って、使用許可をいただいて使用するということで理解してよろしいですか。

○財産マネジメント課長（下薦伸一） まず、事業を始める前に、先ほど申し上げましたように、地区に説明に行きます。その中で、地区的利用をしたいということの意見も出てきますので、そういうことについては御意見を賜って、事業者さんとも協議をします。地区はこういう形でグラウンドを使いたいというふうに考えていらっしゃいますと。また、地区的団体が使いたいというふうに考えていらっしゃるので、そこら辺は地区的貢献という形でお願いをしているところがあります。ただ、校庭全てを、また事業で使っていく場合は、そういうことがなかなか難しいということもございます。

○委員（新原春二） お願いですけれども、地区的関係の方々がうまくそこを知っておかないと、企業さんにお願いをして使った場合に、話が違うということにならないように、ぜひ地区と会社のマッチングをきちんとして、利用の条件があるのかどうかということも含めて、地区との協議をされて、地区民が納得できて、しかもまた会社との協議がうまく整った段階で、そういうようなものをぜひ市民にお伝えをしていただきたい。これも要望です。

○委員（大田黒 博） 1点だけ。部長に確認なんですが、こういう形で、今、ユアーショップが出ましたから言いますけれども、あそこは東郷中の区長さんがやっているところですね。先日の新聞等で、東郷の梅マラソンがなくなつて、使えなくなつたということでしたけれども、所管は違うかもしれませんけど、あそこを使っていて、そういうものが飛び火して、マラソンができない。ましてや、梅マラソンとして、ずっと何十年とされてきたものが、どこか近くの運動場を使えないのかという不満がたくさん出て、問合せがあるんです。地元の議員さんもおられますけれども、こういうときに、そういうのを調整するのはどこに

なるんですか。

○行政管理部長（鬼塚雅之） まず最初に、閉校跡地利活用の話を先にさせていただきます。まず、今回、胡蝶蘭の会社が東郷中学校に進出される際に、地区コミュニティ協議会を含めて、地域の方々に事業内容を説明します。その中で、校庭もハウスを建てますので、今後、校庭も使えなくなります。それでも受け入れていただけますかというのを、地域に十分説明をして、地域がそこを理解して、今回の東郷中学校の利活用というのは始まっています。ですので、その東郷中学校を使って梅マラソンをすることができなくなるというのは、もう会社が入ってくる前に、地域の方も理解されていたことだということを、まず御理解ください。

それと、続きまして、じゃあ別の場所で梅マラソンを開催できるかという方策については、梅マラソンの実行委員会の中で、いろんな箇所を模索をされております。その模索する中で、許可をいただかないといけないものとか、市役所ではない、例えば道路を使うのであれば警察とか、そういうのも必要になってきまして、なかなか話がうまくいかない形の中で、今回、ああいった実行委員会の判断になったのではないかなと思っています。そうであっても、また地域の方々が、何らかの形で、この梅マラソンをやっていこうよという話であれば、市役所としては、できる協力はしていくつもり、私の所管ではないんですけども、多分、その所管部も協力はしてくれると思っております。

○委員（大田黒 博） それは基本的なもので、よく分かります。分からなくはないんです。ただ、住民に、住んでいる人、あるいはマラソンを走りたい、ずっと走ってきた経緯がある方々にとっては、やはり梅マラソンがなくなるんじやないかという、あれだけのものに。実行委員会と言われますけど、実行委員会の方々は、市役所の所管がどこにあるわけですから、皆さん方と組んで、東郷中が使えなくなると、どこかなのというのは、やはりみんなでリンクして、相談して、逆に、実行委員会に、こういうところもあるんじやないですかというのは、ものすごく大事なことだと思思いますけれども。その辺を、部長、やはり所管の部長あたりと組んで、このような案件があるけれども、これを解決せないかんがねというのが、どこ

かで出てこないといけないような気がするんですけども、その辺は部長あたりがまとめるのが一番なのかなと思うんですが、いかがですか。

○行政管理部長（鬼塚雅之） 今、いただきました、その意見につきましては、所管部長とまた話をして、協力できるところは協力していきたいというふうに考えております。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。

以上で、財産マネジメント課の審査を終わります。

△行政経営課の審査

○委員長（徳永武次） 次は、行政経営課の審査に入ります。

△議案第137号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次） まず、審査を一時中止しております議案第137号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○行政経営課長（福元昭宏） それでは、歳出について、予算に関する説明書34ページを御覧ください。

2款1項7目情報管理費における歳出補正予算額は、情報管理費の備品購入費用11万7,000円増額するものでございます。その内容は、下甑支所の無停電電源装置が経年劣化により故障したため、窓口端末用の簡易型無停電電源装置を購入するものでございます。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次） 次に、審査を一時中止しております議案第150号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○行政経営課長（福元昭宏） それでは、歳出について、予算に関する説明書 15 ページを御覧ください。

2 款 1 項 2 目秘書広報費のうち、行政経営課分の文書行政一般事務費を人事院勧告に伴う会計年度任用職員の手当等の増額を行うものでございます。

次に、21 ページを御覧ください。2 款 5 項 1 目統計調査総務費について、人事院勧告に伴う職員手当等の増額を行うものでございます。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次） 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。以上で行政経営課の審査を終わります。

△スマートデジタル戦略室の審査

○委員長（徳永武次） 次は、スマートデジタル戦略室の審査に入ります。

△議案第 137 号 令和 5 年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次） まず、審査を一時中止しております議案第 137 号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○スマートデジタル推進室長（福山勝広） それでは、スマートデジタル戦略室の補正予算、歳出のみについて説明をいたします。

予算に関する説明書の 34 ページをお開きください。

2 款 1 項 7 目情報管理費のうちスマートデジタル戦略室分は、事項、スマートデジタル推進事業費 347 万円の増額になります。地域通貨プラット

フォーム運用基盤強化事業になります。本年 9 月からデジタル地域通貨プラットフォームとして、つんペイの運用を開始したところですけれども、事業開始時点におきましては、既存事業である産後ケア応援事業と子育て応援券事業、10 月からは新規事業として旅トク納税商品券事業を開始いたしました。現在実施している事業においては、利用者も増え、活用されている状況ではございますけれども、一方で、利用できる対象範囲、事業対象者になる方が狭い、少ないというところ、また、加盟店舗が少ない、つんペイ自体の周知広報が足りないなどの理由から、市全体で考えますと、まだ利用されにくい状況にあるのではないかなどというふうに考えております。このことから、今回、補正として出させていただきました委託費を活用しまして、より多くの利用者、事業者等に利用される決済基盤としての本格運用を開始するために、加盟店舗の登録を促進するための説明会の開催であったり、利用者獲得のための周知広報活動の展開を行っていきたいというふうに考えております。

ここで、スマートデジタル戦略室として考えている、今後の、つんペイの展開の方向性について、行政管理部総務文教委員会資料によりまして説明をさせていただきたいというふうに思います。総務文教委員会資料の 3 ページをお願いいたします。3 ページになりますけれども、今年度中に、先ほど説明しました加盟店登録促進、周知広報活動を展開しながら、より使いやすい環境の構築を図りたいと考えておりますが、令和 6 年度以降、来年度以降につきましては、より多くの市民、事業者に利用される決済基盤となるような新規事業の構築、持続可能性を担保するために、行政主導型から官民連携型の運営にシフトする、こういったところを目標として事業を進めていきたいというふうに考えております。

まず一つ目ですけれども、今後、より多くの市民、事業者に活用いただけるように、SDGs ポイント事業を新設したいというふうに考えております。この事業は、市の政策と関連がある SDGs の理念を市民へ浸透させることを目的に実施を考えております。このポイントの仕組みを、各課が利用するイメージになってまいりますけれども、表にあるような効果を狙った事業というのを

実施する際に、一定のポイントを付与する仕組みを考えております。例えば、イベント開催時等に配付されるノベルティ、来場者プレゼント等になるかと思いますけれども、そういうしたものとしてSDGsポイントを準備し、会場へ足を運んでもらうきっかけづくりであったり、省エネに取り組んでいただくような事業を行って、参加者に対しSDGsポイントを準備することでの環境問題に対する意識の向上を図る、スマート教室に参加することで電子マネー利用の教材としてポイントを準備し、実際体験してもらうことでの利用促進、併せてデジタルデバイス対策、こういったことができるんじゃないかな。または、補助金等をSDGsポイントとして準備するなどの使い方。現在、こういったものをスマートデジタル戦略室で想定をしております。

このような市民の方が何か行動することで、SDGsポイントをもらえる仕組みを構築し、これをきっかけに、まずは事業やイベントに参加いただくことで、市が実施するイベントや展開する施策について市民の方に知っていただくための仕掛けづくりになるのではないか。併せて、今後の社会活動への積極的な参加など、行動変容のきっかけづくりになるのではないか。こういったことが期待できるのではないかというふうに考えております。

また、事業ごとに個別に周知広報用ノベルティを準備したりとかというところが必要になりますので、インセンティブ不要の手段としても容易に利用できるので、事務経費の節約等も副次的に期待できるというふうに考えております。

さらに、付与されたポイントは市内の加盟店で利用されることになりますので、地域経済の循環、地域経済貢献も期待されるところです。

二つ目の目標ですけれども、将来的には行政主導から官民連携の運営シフトを図りたいというふうに考えております。まずは、先ほど説明したSDGsポイントがしっかりと根づき、安定した決済基盤となることが前提となりますが、今後も必要となる機能の充実を図りながら、将来的には民間へのプラットフォーム開放も視野に入れて、継続して、より利活用されるデジタル地域通貨プラットフォームとなるように努めていきたいというふうに考えております。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（山中真由美）旅トク納税商品券について、少し教えてください。実際、今の段階で利用可能店舗は何店舗ぐらいあるのでしょうか。

○スマートデジタル推進室長（福山勝広）現時点、12月12日現在になりますけれども、利用可能店舗は38店舗になっております。

○委員（山中真由美）これを開始してから、あまり浸透しているなという感覚がなくて、今後の目標値として、本市内で何店舗ぐらいを目標にされていますか。

○スマートデジタル推進室長（福山勝広）

目標としては、加盟店舗のほうがふるさと納税のルールの中で設定しないといけませんので、市内の小売店舗の中でも納税品を扱うような店舗、もしくは飲食店というふうになっております。当初、目標は400とかという数字を掲げておりましたが、一部、設定が難しい店舗等もございますので、まず、多くの店舗、飲食店等について、周知広報を図りながら、先ほど委託のところでもありましたけれども、加盟店舗を増やしていきたいというふうに考えています。

○委員（山中真由美）なかなか、個人事業主さんも含めて、こういった新しい、つんペイという地域通貨、またキャッシュレスを使えない店舗さんも、まだまだ本市にたくさんあると思います。そちらのほうの対応もしっかりとしていただきたいのと、もう1点、SDGsポイントについてなんですけど、この健康ポイントというのは、実際、自分たちでウォーキングとか、ランニングとかをしたときに付与されるポイントと認識してよろしいですか。

○スマートデジタル推進室長（福山勝広）

今、言われたようなイメージで思っていただいて結構かなというふうに考えます。例えば、一定の歩数をクリアしている中で、上位何名かにポイントを与えるとか、そういうふうな企画、イベントができればいいかなというふうに考えているところです。

○委員（山中真由美）これは実際に、これからずっと続けていくのか、ある程度、期間を設けて続けていくのかというところを聞かせてください

い。

○スマートデジタル推進室長（福山勝広）

事業実施に当たっては、一応、スマートデジタル戦略室のほうで、こういった使いができるんじやないかというふうに考えておりますけれども、例えば、今、いただいたような健康ポイントであれば、担当課として市民健康課等になっていくかなというふうに考えています。ウォーキング等の効果について、一定の事業内容であったり、目標値的なものを設定することになるんじやないかなというふうに思いますので、ある程度の期間というのを定める場合もあるでしょうし、物によっては継続して続けていくというものもあると思いますので、その事業の内容によって、その辺りも含めて調整事項になってくるのかなというふうに考えております。

○委員（中山真由美）ありがとうございます。つんペイが浸透していくことは、これから先、本市にとっても大変いいことだと思うんですけれども、周知広報、例えば、今までしたら広報紙で案内したりだとか、LINEで案内したりとか、それだけではとてもじゃないけど、多分、浸透はなかなか難しいのかなと思います。その辺の、スマートデジタル対策室として、周知広報、ちょっと違った感覚から、違ったアクションができないか、また検討されたいと思います。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○スマートデジタル推進室長（福山勝広）

それでは、スマートデジタル対策室の所管する事務のうち、今回、今回マルチ医療DX事業の中で、特に核となります、かごネットについて、これまでの経緯も含めて報告をさせていただきたいというふうに考えております。

総務文教委員会資料により説明いたしますので、資料の4ページをお願いいたします。

かごネットに関しましては、今回の議会でも一

般質問もいただきまして、概要等については答弁をさせていただいたところですけれども、今回の報告内容について、一部重複があると思いますが、資料を用いて説明をいたしたいというふうに考えております。

資料4ページを御確認ください。この資料につきましては、本年3月議会において、デジタル田園都市国家構想交付金の申請内容として、また、6月議会においては、同交付金の採択を受け、補正予算の説明時に使用した資料と同じ資料になります。こちらが現在進めているマルチ医療DX事業の全体図になっておりまして、具体的な内容につきましては、図の左側に記載されております3事業、こちらを進めております。

①につきましては、地域医療介護情報ネットワークとして、かごネット。②が患者健康アプリとして、かごマイカルテ。③がオンライン診療・医療Ma a Sサービス。この3事業を、今、進めているところです。今回は、この中で具体的な運用に移るかごネットについて説明をさせていただきたいというふうに思います。

少し飛ばしていただきまして、資料6ページのほうをお願いいたします。こちらは、今現在、事業紹介パンフとして利用しているものになりますけれども、次ページ、7ページの記載内容と併せて、A4両面印刷してあるものを患者登録ブースで配付をしております。実際は、このサイズを三つ折りしておりますので、6ページ右側の部分が表面、真ん中にある登録方法部分が裏面になるイメージで考えてください。表紙を開けましたら、左側、Q & A欄が確認でき、全部を展開いたしますと、7ページの資料になるというふうなイメージのもので準備をしております。

このサービスにつきましては、患者登録が必要でございまして、患者登録いただくに当たり、地域医療介護情報ネットワークが、かごネットという名称であること、登録についての手順、どのような施設が参加しているか、また、登録時に気になる点等について、Q & Aにまとめている資料になります。また、事業の詳細につきましては、情報が日々更新されていくところもございますので、専用のホームページを立ち上げている、そちらのほうで御確認いただくことで、参加施設等についての最新情報が得られるような形になっておりま

す。

資料7ページをお願いいたします。こちらが事業内についての紹介になります。右側の上部分の図が全体イメージを指しております。病院や診療所等が一つのネットワークで結ばれて、これまで個々の医療機関等に分散されていた患者データ、これがほかの医療機関等にも共有されることで、地域の皆様に適切な医療介護サービスの提供が可能となる仕組みとなっております。

また、資料下段部分につきましては、具体的な利用イメージを幾つか上げております。かかりつけ医以外の医療機関にかかった場合でも、自身の病歴等を踏まえた適切な医療が受けられる。入退院時の施設間の情報連携がスムーズになり、待ち時間が短縮される。重複検査を抑制できる。救急搬送時に本人の意識がない、確認ができない状態であっても、病歴や症状を踏まえた処置を受けることが可能となる。一例になりますけれども、こういったことが可能となるというふうに考えております。

かごネットについての事業内容の説明は以上になりますけれども、これまでの経緯と今後のスケジュールについて御説明いたします。資料5ページのほうに戻っていただければと思います。5ページをお願いいたします。

これまでの経緯の資料になりますけれども、鹿児島地域医療介護ネットワークと薩摩川内市、それぞれに分けて主な動きを記載させていただいております。本年1月17日に川内市医師会から要望を受けまして、市において、2月6日にデジタル田園都市国家構想交付金を申請し、4月1日に交付決定となりました。これを受け、同事業を開るために川内市医師会が中心となり、一般社団法人鹿児島地域医療介護ネットワークを4月5日に設立されたところです。また、同法人の運営方針を協議するために、資料下段部分に記載をしておりますけれども、かごネット運営協議会のほうを立ち上げをされ、6月30日には第1回の協議会を開催されております。7月6日に予算が成立し、8月1日付で同法人に対し、市のほうから補助金の交付決定を行いましたが、それまでの間に、同法人においては、マルチ医療DX事業に関するプロポーザル公募を実施され、優先交渉者の決定までをされております。かごネット事業が

運営開始されることから、10月に入りまして、まずは済生会川内病院、森園病院に患者登録ブースを設置いたしております。11月には、川内市医師会立市民病院、大海クリニックにもブースを追加で設置し、今月4日には市役所本庁2階にも設置をしたところです。現在、市内5か所で登録可能というふうになっております。

今後ですけれども、今月中にシステムの運用開始を予定しております。12月19日、来週になりますけれども、19日には一般社団法人鹿児島医療介護ネットワークと市の共催という形で記者発表会を開催する予定でございます。その中で、本事業の意義であったり、メリットについてを改めて御説明をさせていただき、市民の方へ広報を図りたいというふうに考えております。さらに、年が明けてからになりますが、1月から以降は、介護施設との連携開始を予定しております。こちらも進めていくこととしております。

以上、かごネットについての事業内容や、これまでの経緯、今後の展開について御説明させていただきました。同事業においては、登録者の確保が重要となりますので、市民の皆様へ本事業を知っていただくための周知広報、こちらについて力を入れて取り組んでいきたいというふうに考えております。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明が終わりましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） ただいま犬井議員から発言の申出がありますが、ほかにありませんか。では、犬井議員を認めます。どうぞ。

○議員（犬井美香） 今の、かごネットに関して質問したいと思います。先ほど御説明があったように、サービスを受ける側の市民の登録というのも、すごく重要なですけれども、サービスを提供する側の医療機関であったり、介護の現場であったりというところが、また重要ななると思うんですけども、以前、在宅医療の関係の中では、ICT化を図った時期もあったんですけども、なかなか提供側の登録がうまくいかなかったという事例もあったので、その辺り、先ほどの、つんペイでもそうなんですけれども、周知広報も含めて、登録利用が増えるための、何か考えていらっしゃる

しゃることとかがあれば教えてください。

○スマートデジタル推進室長（福山勝広）
よろしいでしょうか、委員長。ありがとうございます。

今、言われたように、患者もそうですけれども、たくさんの施設が、これに参加いただいて、情報がネットワーク内に共有されるというのが大事な要素だというふうに考えております。スタート時点で、医療をメインにして進めておりましたけれども、その部分が一定の目処がつきまして、今は歯科であったりとか、今言われた介護、看護等についても、施設に直接、受託された事業者さんのはうは訪問をされたりとかという形で、今、加入していただくように、力を入れて進めているところであります。3月末までの間に、一定の数の施設数の確保というところを目指して、今、進めているところです。

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

以上で、スマートデジタル戦略室の審査を終わります。

△選挙管理委員会事務局の審査

○委員長（徳永武次）次は、選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

△議案第137号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました議案第137号を議題とします。
当局の補足説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（上野卓也）それでは、議案第137号一般会計補正について御説明いたします。予算に関する説明書の37ページをお開きください。

歳出予算、2款4項1目選挙管理委員会費は、本年開催される予定だった総会や研修会等が中止や書面開催となったことから、旅費等を減額しようとします。同ページ下段、3目選挙費は、本年4月9日投開票の鹿児島県議会議員選挙の執行額の確定に伴い、減額しようとします。

次に、歳入予算について御説明いたします。歳入予算に関する説明書の25ページをお開きくだ

さい。歳入予算、17款3項1目総務委託金、4節選挙費委託金で、鹿児島県議会議員選挙委託金の確定に伴い、委託金を減額しようとするものであります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）次に、審査を一時中止しておりました議案第150号を議題とします。
当局の補足説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長（上野卓也）それでは、議案第150号一般会計補正予算について御説明いたします。予算に関する説明書の20ページをお開きください。

歳出予算2款4項1目選挙管理委員会費は、人事院勧告に伴い給与費等の増額を行うものであります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。
以上で、選挙管理委員会事務局の審査を終わります。

△会計課の審査

○委員長（徳永武次）次は、会計課の審査に入ります。

△議案第137号 令和5年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（徳永武次） まず、審査を一時中止しておりました議案第137号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○会計管理者【会計課長】（西元哲郎）歳出のみの説明になりますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第137号について説明いたしますので、予算に関する説明書の33ページをお願いいたします。

中段になりますが、2款1項4目会計管理費、事項、会計管理費のうち報酬については、鹿児島県の最低賃金改定に伴い、会計年度任用職員の報酬4万1,000円を増額補正するとともに、役務費の手数料については、市税等収納の取扱手数料の実績見込みに伴い、150万円を減額補正するものであります。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第150号 令和5年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（徳永武次） 次に、審査を一時中止しておりました議案第150号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○会計管理者【会計課長】（西元哲郎） それでは、議案第150号について説明いたしますので、予算に関する説明書の15ページをお願いいたします。

下段になりますが、2款1項4目会計管理費、事項、会計管理費のうち、報酬及び教材費については、人事院勧告に伴い、会計年度任用職員の職員の報酬等13万5,000円を増額補正するものであります。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次） 次に、所管事務調査を行います。当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。以上で、会計課の審査を終わります。

△監査事務局及び公平委員会事務局の審査

○委員長（徳永武次） 次は、監査事務局及び公平委員会事務局の審査に入ります。

△議案第150号 令和5年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（徳永武次） まず、審査を一時中止しておりました議案第150号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○監査事務局長（尾曲秀樹） それでは、予算に関する説明書、第10回補正の22ページを御覧ください。

2款6項1目監査委員費、事項、監査委員費の24万6,000円の増につきましては、人事院勧告に伴う職員給与費の増額であります。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（徳永武次） 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。以上で、監査事務局及び公平委員会事務局の審査を終わります。

△教育総務課及び学校教育課の審査

○委員長（徳永武次） 次は、教育総務課及び学校教育課の審査に入ります。

△議案第126号 薩摩川内市立小学校・中学校・義務教育学校条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（徳永武次） まず、議案第126号 薩摩川内市立小学校・中学校・義務教育学校条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（坂上克久） それでは、議案つづり、その2の126の1ページをお開きください。議案第126号薩摩川内市立小学校・中学校・義務教育学校条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案の内容につきましては、議会資料で説明いたしますので、議会資料、教育部の2ページを御覧ください。

改正の概要といたしましては、黒木小学校、上手小学校、大裏小学校及び蘭牟田小学校を統合し、令和6年4月に祁答院小学校を設置するとともに、令和5年度をもって上甑中学校及び鹿島中学校を廃止しようとするものでございます。

これまでの経緯につきましては、2の現在までの経過にお示ししているとおりでございますが、祁答院地区につきましては、令和4年10月に、上甑、鹿島地区については、令和5年2月に地区コミュニティ協議会及び各校のPTAから方針案に対する同意を得ております。

議案を可決いただきました場合には、3の今後の予定にお示ししておりますとおり、県教育委員会に廃止届を提出の上、所要の手続を行っていきたいと考えております。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めるに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第127号 和解するについて

○委員長（徳永武次） 次に、議案第127号和解するについてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○学校教育課長（中津朋広） それでは、議案第127号和解するについてでございます。議案つづりの127の1を御覧ください。

本議案は、令和5年7月13日、木曜日に起きました公用車による交通事故に関して、相手方と和解することについての議決を求めるものです。

和解の相手方は、1にお示しました。

本議案提案の理由は、公用車の交通事故に関し、和解するためには、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を経る必要があることでございます。

事故の概要について御説明いたしますので、議会資料の4ページを御覧ください。

上段に、事故の起きた付近の地図、下段のほうに、事故の状況と写真が掲載してございます。

令和5年7月13日、木曜日の午前8時35分頃、かのこ幼稚園のスクールバスが園児を迎えるために、下甑の長浜診療所付近を走行しておりました。上段の図は、事故現場付近の地図になります。県道を右折しようとしたところ、後ろから公用車を追い越そうとした車両があり、下段の図及び写真を御覧いただければと思いますが、追い越し切る前のタイミングで、公用車の右前部バンパーと相手方の車両の左後部ボディが接触した事故であります。

公用車の物的損失は5万314円でした。

本事故による人身の損害はございません。

議案のほうに戻っていただければと思います。和解の内容の要旨を御覧ください。

本事故の過失割合は、本市が50%、相手方が50%となりましたが、相手方は本市に対する損

害賠償請求を行わず、相手方が本市に対する損害賠償額2万5,157円を支払うことで示談とし、今後、双方とも異議の申立て、訴訟は一切行わないことを相手方と確認しております。

以上、和解するについての説明でした。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎）慣例でいくと、本来なら専決処分でこれまで処理をしております。今回もう、7月ですので、もう半年近くの事案なんですけれども、今回、議案として出されたという理由をお尋ねしたいと思うんですけども。

○教育部長（上大迫修）今回、議案として出すようになりましたのは、理由説明の中にありましたとおり、双方の過失割合を50対50とし、実際に公用車が相手方の車両について、相手方が修理をする、もしくは、その過失割合に応じ、市のほうに請求をするといった請求権の放棄といった部分等がありましたので、それを確認するのに手間がかかったということとなります。相手の主張としましては、自分の車両の修理は行わない、また、その修理に伴って、過失割合に基づいて市のほうに請求を求める請求権は放棄するという形の作業が、やり取りのほうがありましたので、今回になったということです。

それと、実際には、公用車等の場合に、専決の範囲といった部分で報告でさせていただく案件とはなるんですが、今回につきましては、こちらが相手のほうからもらうという形の和解になりますので、損害賠償の額を定めるといった部分等がなかったために、議案の扱いとしては、和解することについてということで、相手方からこれだけ頂きますよと、それで和解をしますよということで、議案という形の取扱いとなった次第であります。本来、金額的にお互い払いますといった形にあれば、専決の報告といった形の取扱いとなったように整理したところであります。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めるに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第137号 令和5年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）次に、審査を一時中止しておきました議案第137号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（坂上克久）それでは、第9回補正予算の教育総務課分について説明いたします。

歳出予算について説明いたしますので、予算に関する説明書の57ページをお開きください。

10款1項2目事務局費の増額は、最低賃金に関連する会計年度任用職員報酬、職員の時間外勤務手当及び会計年度任用職員の通勤手当調整分の増額となっております。

58ページをお開きください。

10款2項1目小学校管理費の減額は、AED入札の執行残に伴う減額、最低賃金に関連する会計年度任用職員報酬及び職員の人件費の調整によるものでございます。

同ページ、10款2項2目小学校教育振興費の増額は、各学校における情報機器のサポート業務の増加及び公務支援システムのバージョンアップに伴うものでございます。

59ページをお開きください。

10款3項1目中学校管理費の減額は、小学校管理費でも述べましたAEDの入札の執行残に伴う減額となっております。

同ページ、10款3項2目中学校教育振興費の増額は、小学校教育振興費と同様、情報機器のサポート業務及び公務支援システムのバージョンアップに伴うものでございます。

60ページをお開きください。

10款4項1目幼稚園管理費の減額は、会計年

度任用職員報酬等の調整に伴うものでございます。

62ページをお開きください。

10款6項3目給食センター費は、人件費の調整及び財源調整となっております。

以上で、歳出の説明を終わります。

歳入については、今回補正はございません。

引き続き、学校教育課から説明いたします。

○学校教育課長（中津朋広） それでは、学校教育課に係る補正予算の歳出予算について説明をいたします。

第9回補正予算に関する説明書の57ページをお開きください。

10款1項3目教育振興費は、説明欄の事項、教育指導費において、最低賃金引上げによる会計年度任用職員報酬の増額、小学校教科書採択に伴う4年に1回の更新として、令和6年度に使用する教師用指導書・指導教材を購入するための消耗品費の増額、祁答院地域の小学校再編に伴う閉校式・開校式のための来賓案内のはがき、再編先となる大妻小学校の施設改修の整備費用を増額するものです。

事項、教育育成費は、特別支援教育支援員を当初59名配置する予定でしたが、3名の支援員が充足していないことから、実績見込みにより報酬を減額するものです。

同項5目学校保健費は、市内小学校綱引大会が6月に終了しましたので、実績確定により減額するものです。

続きまして、60ページをお開きください。

10款4項2目幼稚園教育振興費は、事項、幼稚園扶助費において、スクールバス運行事業委託及びタクシー借上げの実績見込みにより減額するものです。

歳入につきましては、ございません。

続きまして、債務負担行為について説明をいたしますので、13ページをお開きください。

追加するものとして、学校教育課分は、小学校と中学校のスクールバス運行事業の2事業を追加し、令和6年運行に備え、本年度中に契約するものであります。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎） 教育委員会においても、

会計年度任用職員の報酬等が人事院勧告の改定等により今回増額となっているところですけれども、全体的に教育委員会の中で会計年度任用職員の数と、また、今回の全体的な給与と報酬と、そしてまた、どれぐらいの今回上乗せ、増額をしているのかをお示しいただきたいと思います。

○教育総務課長（坂上克久） 申し訳ございません。全体での数字につきましては、ちょっと把握をしておりませんところでした。申し訳ございませんでした。

○委員（福田俊一郎） 後で報告をください。

それとあと、部長がいいのかな。今回の報酬の増額について、補正で地方交付税交付金が歳入に入っていますけど、普通交付税が入っていますけれども、これに入っているということで認識していいですか。

○教育部長（上大迫修） 交付税上、教育委員会に所属の職員のほうに入るのは、全ての職員ということではなくて、特定の職種等に係る部分等でございます。例えば、私の記憶違いでなければ、公務支援員でありますとか、もろもろの部分等がありますので、それらについては、交付税上、一定の数字が見られているというふうには理解をしております。

○委員（福田俊一郎） そうすると、市長部局もそうですけれども、教育委員会の今回の会計年度任用職員の報酬の増額については、一般財源というふうに認識していいことですかね。

○教育部長（上大迫修） 交付税上、見られている職種と金額があるというふうには答弁させていただきましたので、それからしますと、今回の報酬におきます財源としては、一般財源という形での提案という形になっております。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑は尽きたと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

△議案第150号 令和5年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（徳永武次） 次に、審査を一時中止しておりました議案第150号を議題とします。
当局の補足説明を求めます。

○教育総務課長（坂上克久） それでは、第10回補正予算の教育総務課分について説明いたしますので、予算に関する説明書の43ページをお開きください。

まず、10款1項2目事務局費、それから、次に、44ページをお開きください。10款2項1目小学校管理費、次に、45ページの10款3項1目中学校管理費、次に、46ページの10款4項1目幼稚園管理費及び49ページの10款6項3目給食センター費は、人事院勧告に伴う給与費等の増額でございます。

歳入につきましては、今回補正はございません。教育総務課分は以上でございます。

引き続き、学校教育課から説明いたします。

○学校教育課長（中津朋広） それでは、第10回補正予算に関する説明書の43ページをお開きください。

10款1項3目教育振興費、説明欄の事項、教育指導費、続きまして、44ページをお開きください。2項2目小学校教育振興費、事項、小学校扶助費、続きまして、45ページをお開きください。3項2目中学校教育振興費、事項、中学校扶助費、いずれも人事院勧告に伴う給与費等の増額でございます。

歳入はございません。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

△請願第6号 「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の提出を求める請願書

○委員長（徳永武次） 次に、請願第6号「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の提出を求める請願書を議題とします。

本請願については、9月の委員会において継続審査となっていました。

それでは、当局から本請願について特に補足説明はないようですので、これより質疑に入ります。

御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。

それでは、本請願の取扱いについて協議したいと思います。御意見はありませんか。

○委員（新原春二） この件については、2か所の現地視察をさせていただいて、現地の経営者、非常に苦労をされているみたいであります。まだ大変必要な状況でありますので、早急な対処が必要になるのかなという感じを持ちました。したがって、今請願の趣旨を了としたいと思います。採決をお願いします。

○委員長（徳永武次） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） ただいま採決の声がありますので、これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。採決は起立により行います。本請願を採択すべきものと認めることに賛成する委員の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長（徳永武次） 起立多数であります。よって、本請願は採択すべきものと決定しました。

以上で、本請願の審査を終了します。

なお、意見書提出の発議については、後ほど協議しますので御了承を願います。

△陳情第14号 薩摩川内市の学校給食費無償化を求める陳情

○委員長（徳永武次） 次に、陳情第14号薩摩川内市学校給食費無償化を求める陳情を議題とします。

陳情文書表については、既に配付しておりますので、朗読を省略します。（巻末に陳情文書表を添付）

それでは、当局から本陳情について、特に補足説明はないようですので、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（山中真由美） たしか去年、この無償化の件について、本市全体で無償化にした場合のかかる予算が3億6,000万程度だという報告があったと思うんですけど、今それから約1年た

って、物価高騰も続いている中で、それからまたさらに幾らぐらい金額的に、本市の全体の児童生徒の給食費を賄うとなれば、幾らぐらい値上がりして想定されるのかお示しください。

○教育総務課長（坂上克久）昨年来、確かに3億6,000万ほどというような形で数字を上げたところでございますけれども、令和5年4月1日付で改定を行いまして、新しい給食費の設定をさせていただいております。その部分を含めまして、現在のところ約4億ほどという形で、全ての給食費を賄うとすればかかるくるというふうに考えております。

○委員（中山真由美）4,000万程度上がっているという認識でよろしかったですか。また、県内の他市の状況で分かるのであれば、その状況を教えていただけますか。

○教育総務課長（坂上克久）今の御質問は、総額でというようなことでしょうか。それとも、無償化の状況という形でしょうか。申し訳ございません。

○委員（中山真由美）無償化をされている自治体を教えてください。

○教育総務課長（坂上克久）申し訳ございませんでした。現在のところ、県内の各自治体に確認をいたしまして、まだ精査しているところでございますので、確実にということではないかもしれません、現在の調査の段階での御報告をさせていただきます。

完全な無償化をしている団体につきましては、14センターという形になっております。14市ということになっております。また、給食費の一部補助、一定割合ですか、定額ですか、そういった形で一部補助をしております団体が20団体という形になっております。

○委員（福田俊一郎）給食費の無償化については、もう10年ほど前から、前、議員でおられた上野一誠さんが一生懸命に取り組んでこられた経緯があります。本会議の中でも財源について質問されてこられて、我々の議会もその当時からちゃんと認識して、何とか無償化にしたいという思いがあるところです。今でも議員の皆さん、そういう思いがあるんですけども、ただ、何せ財源のほうはどういうふうに対応できるかと。ここで無償化について当局にやってほしいと言っても、

財源がなければどうしようもないところであって、その辺の財源の組立てというか、その4億ほどの財源を捻出することができるのかどうか。少子化対策でも、この給食費の無償化ばかりでなくして、ほかのこともずっとやっておられるし、道路の予算とか全てを含めて、田中市長が言っておられるように、総合行政というようなことで一定の限られた財源をもって、それぞれ予算に充当していくところです。一つだけ増やしても、今度は、高齢者の対応はどうなんだろうかちゅうようなまた話も出てきて、あれば、もうぜひ給食の無償化もやりたいとは思うんですけども、その辺の教育委員会の、何ていうんですかね、考えというか、どういうような考え方をお持ちなのか。先ほど質問の中に、中山副委員長が質問された中の回答の中にも、一部補助といった形も団体によってはあるようです。何らかの形で今の給食費の軽減、保護者の方々の軽減をしてあげたいという思いがあるものですから、このような質問をさせていただきます。

○教育部長（上大迫 修）今、福田委員、また、陳情者の皆様のほうから頂いていることについては、議会の質問等としましても無償化できないのかということで、強い意見という形で受け止めさせていただいているところでございます。

一般質問におきましても、財源のほうが、先ほど紹介しましたが、4億円程度かかるということです、この財源を恒久的にどのように確保できるのかということについては、かなり悩ましい問題というふうに考えております。今現在、令和5年度の当初予算におきまして、教育費、この施策全体を見ましても、一般財源としますと32億7,000万程度となります。一般会計全体でいうと332億8,000万程度という形になるんですけども、この中から給食費を無償化すると、4億円というお金を準備するといいますか、確保できるのかという政策全体としての議論というのがどうしても必要な形となっているところでございます。今現在、議員のほうからも話がありましたが、4億円かかっている給食費のうち、約4,000万強につきましては、コロナの緊急交付金というのを使いまして、実際に保護者の負担のほうが上がらないような手当をしているというところでございますので、直近の部分等でいえば、

このように物価高騰対策等の資金等を使って引上げになった部分等のほうをどうにか手当をしながら、無償化の部分について政策的な議論ができるのか、そこら辺を検討していく必要があるんだというふうに考えているところです。なかなか財源のほうが、全体としては32億でありましたり、333億近いという形のものとかあるんですけど、恒久的にその確保をするといった部分について、めどが立っていないということでございますので、その点については全く検討をしていないというよりは、そういうこと等を念頭を置きながら、大きな意見、強い意見があったということで受け止めて対処しているというか、引き続きこういったことについて整理が必要だというような認識の下に作業をしていこうというふうに考えているところでございます。

○委員（森満 晃）物価高騰による、現在の低所得者も含めてもそうなんでしょうけども、未納の状況、これは最近増えてきているのか、あまり現状変わらないのか、少し状況を教えてください。

○教育総務課長（坂上克久）あくまでも令和5年度の11月30日現在、最新の現在状況でございますけれども、現年度分といたしまして1,130万ほど、滞納繰越し分といたしまして1,340万ほど、合計いたしますと2,500万弱といった形での未納額となっております。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

それでは、本陳情の取扱いについてを協議したいと思いますが、御意見はありませんか。

○委員（新原春二）陳情者の趣旨は非常に分かりますし、また、我々もそういう考えです。ただいま話がありましたように、財源がかなり厳しいと。今後、一般質問でもありましたように、学校のトイレをどうにかせないかんということで、それもやっぱり4からかかるということで答弁があったと思うんですけども、政策的にどっちをどうするかちゅうような話ですが、そこはもう政策的な教育委員会の方針がどうなるか分かりませんけども、答弁は、もう今11月の陳情が出されて、全体的な国の流れとしては、あるいは、地方自治体の流れとしては、無償化をする方法、あるいは

また、一部を補助する方向に向かっているんじやないかという懸念を、感覚を持っておりますが、薩摩川内市として、今、答弁があったように、かなり財政的に厳しいということがありましたので、否決ちゅうにはなりませんが、答弁、無償しているところも14か所あるわけで、そこ辺もちょっと調査もしながら、やっぱり継続を、継続審議にしたらどうかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）ただいま本案は継続審査にしてはという声がありますので、ここで、起立によりお諮りします。本案を継続審査とすることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（徳永武次）起立多数であります。よって、本案は継続審査とすることに決定しました。

なお、委員長において、閉会中の継続審査の申出を議長にいたします。

ここで、休憩します。再開は13時10分いたします。

~~~~~

午後0時 休憩

~~~~~

午後1時6分開議

~~~~~

○委員長（徳永武次）休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○学校教育課長（中津朋広）それでは、学校教育課の所管事務について説明をいたします。

総務文教委員会資料の2ページをお開きください。

休日における部活動の地域移行について、現在の進捗状況と今後の見通しについて説明をいたします。

1の令和8年度までの計画を示した図を御覧ください。

本年度は、樋脇中学校、入来中学校、祁答院中学校で、7部活動の休日の地域移行を実施しております。令和6年度以降は実施校を増やし、令和8年度には市内の95部活動全てを休日の地域移行をさせる計画であります。

本年度の予算額については、2の(1)にお示したとおりです。本年度から川内スポーツクラブ01に業務委託して運営しております。

(2) (3)には、本年度の取組内容や年間計画が示してございます。具体的なことについては、下段にお示しました課題の説明と重複しますので、その中で御説明いたします。

それでは、下段の3、成果と課題のところを御覧ください。

特に、(2)の課題について説明をいたします。

まず、アですが、本事業が部活動に参加する子どもたちにとって意義あるものにするためには、専門的な指導の必要性など、子どもたちのニーズ、声を聞きながら改善を進めていく必要があると考えております。

イの人材バンクですが、現在22人の登録にとどまっています。登録者で、本年度、休日の運動部活動の指導者として派遣した者は10名となっております。来年度、再来年度と休日の地域移行を行う部活動を20、40と増やしていく計画ですので、競技団体やスポーツ推進員など関係団体、機関などとの連携を進め、さらなる人材確保を推進するとともに、登録した方の活用も積極的に図っていきたいと考えております。

ウですが、本年度から運営を川内スポーツクラブ01に委託しておりますが、初めての業務というところで、01も試行錯誤しながら進めております。円滑に業務が推進されるように、教育委員会もサポートしているところです。

エの受益者負担についてですが、令和8年度全面実施の折には、試算しますと3,500万円程度の費用が想定されます。本制度については、国からの周知文などでも、受益者負担の在り方について検討するよう記載がありますので、本市でも今後、令和8年度に向けて、受益者負担の在り方についても協議し、保護者に理解を求める必要があると考えております。

3ページには、本市が目指している休日の運動部活動の在り方について、相関図の形でお示しい

たしました。番号がつけてありますが、白丸1から白丸4につきましては、人材を派遣する流れになっております。そして、黒丸の1から2については、人材を登録するための流れということになっております。

以上で、休日における部活動の地域移行についての説明を終わります。

続きまして、資料の4ページをお開きください。本市の不登校児童生徒の現状について説明をいたします。

これにつきましては、去る10月4日に、文部科学省が令和4年度の不登校児童生徒数を公表したことを受け、今回御報告いたします。

まず、(1)の不登校出現率の推移を御覧ください。

本市の出現率は、小学校で2.17、人数にすると114人、中学校で7.87、人数にすると202人となっており、国との比較では、小学校がプラス0.47ポイント、中学校がプラス1.89ポイントとなっております。

(2)では、不登校の要因別の割合をお示ししていますが、親子の関わり方が小学校で全国の4倍以上、中学校でも約1.7倍となっております。また、中学校では、いじめを除く友人関係が全国の約3倍となっております。

これらの結果について、(3)に示してあります、一つには、新型コロナウイルス感染症の影響で対話や交流の機会が減少したことが、登校意欲の低下や無気力、情緒不安定につながっていると考えております。また、保護者自身が精神的に不安定な状態であるなど、家庭での子どもに対する関わりの気迫さも、不登校の増加につながっていると分析しているところです。

続きまして、5ページを御覧ください。

2の(1)の未然防止の方策としましては、成果が現れ始めている魅力ある学校づくりプロジェクトを一層推進するとともに、学級での学びが子どもたちにとって、自己存在感や共感的な人間関係を感じ、自己決定の場、つまり、学ぶ内容や学び方を自分で決める場があったり、学びの場として安心、安全を感じたりする場であることを意識して事業改善を進めています。

(2)の不登校への支援体制ですが、親子関係に起因する割合も高いことから、スクールソーシ

ヤルワーカーや関係機関との連携を一層推進します。中学校においては、友人関係に起因する割合も高いことから、授業での学び合いを通した人間関係づくりを推進していきます。

(3) の不登校児童生徒の居場所づくりについては、スマイルルームやリフレッシュ in 寺山などで、仲間との交流や体験活動などを通して、自立心や社会性、人との関わりなどの能力を養い、学校へ復帰できるよう支援しています。

資料の中ほどにあります成果と課題ですが、グラフも示してございますが、小学校・中学校ともに不登校の新規数は減少傾向です。このことは、魅力ある学校づくりの成果であると捉えております。今後、この取組の一層の推進を図るとともに、不登校児童生徒に寄り添い、専門家や関係機関と連携した支援をさらに充実させていきたいと考えております。

なお、一番下の点線の四角囲みの中に、国の分析を示しました。それによりますと、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律、いわゆる教育機会確保法、これの趣旨が浸透したこと、不登校増加の要因として国のはうが取り上げております。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これを含めて、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（大田黒 博）部活動の休日における地域移行なんですが、るる進んではおると思うんですけども、今、説明がありました。少し私が関係した中で、調査した中でのことを少し感じた中で意見を申し上げますと、この01というのを頭に置かれてされていたものが、少し01の中でも分かりづらい中でスタートをされたということですね。これが地方まで、地域まで浸透するかちゅうと、していないような気がしてならないんです。と同時に、今、全国でもスポーツ庁がガイドラインを出してから、各全国で問題が提起をされております。市議会の議長会でも、全国の議長会でも、各地域から2か所、3か所でしたか、上がってきております。これは地域部活の効率のよさに關係したものでして、やはり地域、地域で問題を把握しているということだろうなと思っております。

それと、人材バンクを設立されましたけれども、

21名ないし22名から進んでいない。1年、2年たっても進んでいない。これは何でかといいますと、01が機能していないと同時に、全国のスポーツ推進委員の会議で、スポーツ庁の係長がスポーツ推進委員を活用しますということを言ったんですが、全国に下りていないと思っているんです。再度、今年、青森であった大会では、スポーツ庁に意見を申しておりましたけれども、やはり会長、副会長を中心には、もう一回スポーツ庁にこのことを伝えるということでございました。と同時に、この人材バンクを設定されて、スポーツ推進委員が各地域に、薩摩川内市で90名、川薩で120名ぐらいおられます。県下で1,116名おられますけれども、その方々を利用すると、基本方針の中にコーディネーター等を入れてあります、スポーツ推進委員のやり方を。コーディネーターは調整役なんですね。ですから、各団体、スポーツの専門性がなくても、コーディネーターとしてスポーツ推進委員が中に入るちゅうのは可能だと思っておりますので、ぜひ活用していただきたい。そのためにスポーツ庁がそういうことをガイドラインの中で言ったんだろうなと思っておりますので、ぜひそういうものを入れていただければなと思っております。

それと、そうしますと、地方と川内市、少し学校が規模もありまして違うと思うんですが、それによってもスポーツ推進委員、あるいは、各地域の地方の体育協会の役員を含めて、スポーツ少年団の指導者を含めて、そういう人材バンクの登録が広くなっていますと、地域地域でそういう、01が頭でしようから、01の方々が行って、調整役で入ってもらってもいいと思うんですが、そういう地方、地方での在り方を模索してもらいたいと思っております。

少し情報の中で、教育委員会が長野県の長与町を視察をされておりまして、その報告を少しいただきましたけれども、井上議員からも熊本市の中学校の部活の今後の継続ということで、国が出しているこの部活には、完全には従わないということなんです。熊本市は熊本市のやり方でやりますと。皆さん方が視察をされたところは、これは長崎県、地方ですよね。だから、そこにも、長崎県にしても、長崎市と地方は違うと思いますので、その辺のやはり勉強されたものを生かして、

熊本県の熊本市の中学校の部活の在り方を勉強しながら、さらに地方と中心部との学校の体制、あるいは、そういう先生方の働き方改革を含めた意見交換をしていただければなと思っております。それと同時に、どういう体制でいったらいいのか、川内市の在り方を検討をしていただければなと思っておりますので。

モデルとして、入来中学校、樋脇中学校でやられたことも少し内容が入ってきておりますけれども、やはり中体連とのトラブル、あるいは審判団とのトラブルがやっぱりあるようでございまして、ここはやっぱり中体連が入っていかなきやいけない、教育委員会に附属する中体連が入っていかなきやいけないのかなと思っております。審判団におきましても、それぞれの審判団が、組織がありますけれども、それはちゃんとしたルールに乗つかったものでのものがあると思いますので、その辺を把握しながら、やっぱり中学校の部活をどうするかということですので、中体連が中心になって入っていってもらわないと困るというのがありますから、ぜひその辺を含めて、地域、地域でそういう盛り上げをつくっていただきたいと思っておりますので。予算等を含めて大変でしょうけれども、令和6年、令和7年あって、令和8年度をスタートする中に、2年ある中で、少し人材バンクで先手を取って、モデルになるような公表をしましたので、ぜひ、鹿児島県でも薩摩川内市が進んでいるようなという情報を得るんすけれども、本当進んでいませんよというような少し回答はしてございますけれど、若干恥ずかしながら、ぜひそういうのを2年のうちに、早めの1年目で少し確立をするような、01あるいは体協、地域スポーツクラブとのそういう兼ね合いをつくっていただいて、ぜひこういう確立をしていただきたいと思っておりますので、今言ったものを少しまとめていただいて、前へ進めていただければと思っておりますので、お願いしておきます。意見です。

○委員（森満 晃） 今、大田黒委員のほうからもるるありましたけれども、この01のほうで人材バンクの登録や派遣をするという考え方でよろしいんですかね。そうしますと、今、昨日とかいろいろ出ましたけど、例えば、薩摩川内市内のそういういろんな学校関係のOBだとか、そういうスポーツ関係のOBの方々を、そういう指導者の

登録みたいな、ちょっと上げてとか、この間も、どこでしたか、福岡の東福岡ですか。あちらが全国的にもモデルになればということで、OBの人材を生かして、全ての指導者を、スポーツの指導者を全て外部から委託してやつていこうというようのが何か記事がありましたけども、薩摩川内市内のそういういろんなスポーツ関係のOBの方々にも何かそういう声をかけたりだと、そういう部分も、今、されていらっしゃるんですかね。

○学校教育課長（中津朋広） ありがとうございます。OBの方だけをターゲットに声かけというところまでは、まだ至っていないところです。ただ、それぞれの競技団体への登録のお願いというのは一回したところではあるんですが、先ほどの大田黒議員からの御意見にもありました、まだ01さんが、今年、業務委託をして1年目ということで、確かにちょっといろんな業務が円滑に進んでいないところがあるというのは、もう正直なところであります。そこについて、教育委員会の担当のほうがフォローしているところです。今、議員から御指摘がありましたように、例えば、スポーツ推進委員でありますとか、あるいは体育協会でありますとか、OBの方々、それから少年団の指導者、そういうところに積極的にまたこちらのほうから登録のお願い、それから連携等をしていきまして、大田黒議員からもありましたけど、県のほうも国のほうも、地域の実情に応じた地域移行ということをやっぱりおっしゃっているわけですね。そうしたときに、薩摩川内市のいわゆる市街地と、それから、今やっている入来とか、祁答院とか、樋脇とか、それから薩摩川内市の場合、甑島もありますので、それぞれの地域にあった人材確保の仕方というのも、今後研究していきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○委員（森満 晃） どうですか、今、地域の指導者の方々は、この人材バンクというか、土日の休日の部活動移行についての、その指導者をされる方々がどういう、今、認識でいらっしゃるんですかね。土曜日、日曜日にやる中で、昔は私なんかもう完全な無報酬という形で、ほとんどボランティアでというあれだったんですけども、これからされる方々がどういう認識を持って子どもたち

に接していこうかなという部分というのは、何か聞かれていらっしゃいますか。

○学校教育課長（中津朋広）やはりこれまで、今、部活動地域移行しているところは、割とこれまでボランティアで関わっていただいた方々が、継続して指導していただいているという流れが多いです、やはり子どもたちに継続して関わることができる、これは非常にうれしいと。なおかつ若干ですが、補習とか保険のこととかというのも手当もありますし、また、土日だけの地域移行ではありますが、結局平日は基本的には学校の教員が指導するわけですね。そうしたときに、学校の指導する顧問の先生と、それから、土日に指導する方々との個の連携というのもだんだんと取れてきましたので、最初はやっぱりちょっとぎくしゃくしていた面もあったんですけど、だんだんそこが情報共有等がうまくなるにつれて、この制度自体はいい制度だなと受け止めているというふうに我々は考えているところです。

○委員（山中真由美）一般質問でもさせていただいた公立小・中学校のトイレ洋式化の件についてなんですかでも、市長も重く受け止めているといった答弁をいただいたんですけども、首都圏もしくは霧島市並みの80%台に、今、本市が33.8%ということで、その80%台にもっていくとすれば、大体どの程度の予算がかかるのか、分かるようであればお示しください。

○教育総務課長（坂上克久）あくまでも正確な工事費というものにつきましては、設計をもつてみなければ分からぬところではございますけれども、現在、類似の部分と、これまでの経験則から計算いたしましたところ、大体約5億ほどというふうに見積もっております、これを数年かけてやりますと、全校80%程度達成できるのではないかと考えております。

○委員（山中真由美）今、数年かけてとおっしゃられたんですけど、以前頂いたトイレ洋式化工事の年次計画では、最終的に一番最後に終わる学校が永利小と育英小で、令和13年なんですね。これを80%台にもっていくのを数年前倒ししてやるとなったら、数年って大体どの程度ができるものだと考えていられるんですか。

○教育部長（上大迫修）その点について私のほうから、質問等もいただきまして、この問題

について、市長が直接大きな課題だということで答弁させていただいたとおりです。今、山中委員からありましたとおり、副委員長からありましたとおり、今の現状では、令和6年から令和13年までの8年間かけて、全国平均をも上回る整備率80%でもっていこうというふうに考えておりますが、今、もちろんその課題等も整理しながらと考えてみると、前倒しをして、令和9年度までの4年間に短縮をする形で事業を展開できないだろうかという形で考えているところでございます。

なお、それよりも早くというような、いろんな御意見等もありますが、今後どこまで、それをさらにどこまでできるのかということについては、検討しながらやっていきたいというふうに思っております。

○委員（山中真由美）令和13年度までの計画が令和9年度まで前倒しを検討されているということだったので、ぜひともこのトイレ洋式化に関しては、たくさん御要望もいただいています。実際、今、通われている児童生徒、もうトイレにも行けない、不登校の理由にもなっているという発言も一般質問でもありました。できるだけ、令和9年度まで前倒しされるにしても、それよりもまだ早くできないかというところも含めて、また検討をいただきたいと思います。要望です。

○委員（新原春二）そのトイレの関係ですけれども、これはもう全市的な、やっぱり議会としても重大な決意を持ってやっておりますので、今、令和9年というような線が初めて出たわけで、これをもっと早めて、3年でやっていくちゅう一つの方針を出してもらったほうがいいのかなと私は考えています。もちろんお金が要るちゅうのは分かっていますから、いろんなところの節約をして、もうこれに一点集中して、当面学校の設備投資をするということのほうが私はいいんじゃないかなと。もうそういう意味では、市長も重大な決意をちゅうことで見ていますので、教育委員会がそれを提案しないと、市長からそれを提案するわけにいかないと思いますので、ぜひ教育委員会のほうでもう一回練っていただいて、もうとにかく3年でやり切るということのほうがいいんじゃないかなと思います。

ただ、業者がそれについていけるかちゅうのは、ちょっと私も疑問なんですよ。業者が3年間で

80%分やり切れるのかなちゅうのは疑問で、ある人に聞いたんですけども、業者も大変、今、手が込んでいて、それに集中をしていけないちゅうのもあったりして、そこへの絡みもあるので、教育委員会としては、もう3年でやると。どうしても業者の関係でできないんだったら、一年延ばして令和9年までやるとか、そういうのを集中的にしたほうが非常に、子どもたちにとっては非常にいいのではないかというふうに思いますので、これは私の要望です。

もう一つは、非常に重大なことなんですが、大谷選手がグローブを各校に3個ずつ配布をするという報道がされて、一部もう開放されているような状況ですが、そこら辺の教育委員会としての関わりというのはどんなもなんですか。

○学校教育課長（中津朋広）大谷選手のグローブにつきましては、県のほうから希望する学校は手を挙げてくださいということで、こちらで調査をするようにというふうにありました。今現在、そこの整理をしている段階であります。

○委員（新原春二）分かりました。報道によれば、もう3人いる学校には3個行つたちゅう話やら、いろいろ憶測が飛んでいるもんですから、薩摩川内市としてどう教育委員会で配分をするのか、もう別なところから来るのか、そこ辺がまだ全然分かっていなかつたもんですから、じゃあ、県のほうに来て、市のほうからその個数については調査をして、報告をするというシステムでよろしいんですね。

○学校教育課長（中津朋広）おっしゃるとおりでございます。

○委員（新原春二）この場合、グローブの名称が大谷選手なもんですから、非常に価値があるんじゃないかというふうに想定をします。学校の管理として、これはやっぱり学校に、小学校のほうに全部、希望は恐らくあると思いますから、3個ずつ配布をされた場合に、その管理をどうしていくかちゅうのが非常に注目されるところなんですね。特に盗難等があれば、プレミアがついていますから、盗難等があれば大変なことになるな、学校の管理では大変なことになるんじゃないかなちゅう思いますので、そこら辺の、今、現段階における対策はどうなっている。

○学校教育課長（中津朋広）まだこちらに物

が届いていない状況でありますので、ちょっとまだそこの保管については、学校のほうには具体的に指導はしていないところなんですが、まず一つ、このグローブにつきましては、右手のグローブが二つ、左手のグローブが一つということで、子どもたちがキャッチボールに使えるようにという大谷選手の配慮があると思います。そうしたときに、いわゆる何かサイン入りグローブのようにどこかに厳重に保管するという形ではなくて、どこの学校も子どもたちが使って、なおかつ子どもたちが使わない時間帯の保管、そこはやっぱりしっかりとるように、こちらは学校のほうには指導をきちんとしていきたいというふうに考えているところです。

○委員（新原春二）そこ辺の管理がまだ、学校のほうとしては、校長先生含め先生方のまだ手がかかるのかなということで、気もするもんですから、そこ辺はもう全く教育委員会は関わりはないよと、学校で処理をしてくださいというふうになっていくのか、非常に先ほど言ったようにプレミアがついていて、どんなグラブか分かりませんよ。「大谷翔平」と書いてあるのか分かりませんけど、そういうのがついていたら、なおさらプレミアがついて、なくなっていくちゅう可能性もあると思いますので、ぜひその管理についてはお願いします。

それと、祁答院のほうは4校廃止になりますね。そこにもぜひ早くやっていただくようにお願いをして、祁答院小学校では1チームできるような体制をつくってもらえればありがたいと思います。これは蛇足です。

○委員長（徳永武次）部長、委員長から。さっき3年で前倒しというのが、その返事は何もないですか。

○教育部長（上大迫修）今回、委員会で質問を受けまして、令和13年を令和9年にし、できることなら前倒しする方向で調整しているという姿勢について、変わりはないところであります。ただ、3年にするという方針をもつていろいろ議論をして、周辺整理をするようにと言われた趣旨については、これから来年度の予算とか議論をいたしますので、その際には、議員から強い要望があったということも含めて整理をさせていただきたいと思います。

○委員長（徳永武次）新原委員、いいですか。ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）それでは、委員外議員から発言を求める声があります。井上議員、犬井議員から発言を求められています。具体的な質問事項について御説明をお願いします。

○議員（井上勝博）部活動のことでよろしくお願いします。

○議員（犬井美香）いじめの事案が発生した際の保護者、学校を含む関係者間の連携について、学校教育課に質問したいと思います。

○委員長（徳永武次）それでは、井上議員と犬井議員の質問の発言を許可しますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）じゃあ、井上議員、お願いします。

○議員（井上勝博）部活動のこれからのこと、受益者負担というお話があったんで、それで、部活動は確かに子どもたちが受益するというのはあるかは知れんんですけども、一方で、子どもたちの心と体が成長するということは、社会全体の利益でもあると。また、遠征費が今でも大変なわけじゃないですか。そこにまた負担かかるということについて、やっぱりこれはちょっと、そんな簡単に受益者負担というふうにしていいのかというのがあると思うんですけど、どうなんでしょうか。

○学校教育課長（中津朋広）この部活動の土日・休日の地域移行に関しては、地域の方々を土曜日・日曜日に指導者として雇用するというか、指導者とするために謝金というのがどうしてもここについて回るわけですね。ですから、最終的には、その費用についてどのように捻出していくかということを考えていかなければならぬと思うんですが、文科省とかスポーツ省からこれまでありました通知については、全額だとか、どのくらいだとか、具体的なそういうことは示してはいないんですが、受益者負担が必要になってくると思いますので、そこについては、それぞれの自治体で御検討くださいというようなことが必ず入っておりますので、やはりそこについては、今後、検討、議論していかなければならぬことだというふうに考えているところです。

○議員（井上勝博）そういう文科省の通知とい

うことなんですけれども、ただ、今言ったように、ただでさえ遠征費とか、私はそういう経験ないけども、みんなも本当に土日はないというぐらいに大変なのに、さらに負担してくださいということはちょっと考えられないで、機会があったら、やっぱりちゃんと国のはうにも意見を言うべきだと思います。お願いします。

○議員（犬井美香）少しちょっと時間がかかるかもしれないんですけど、丁寧にちょっとお伝えしたい部分がありますので、よろしくお願いします。

まず、いじめ防止対策推進法では、「いじめとは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍しているなど当該児童等と一定の人的関係にあるほかの児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為」、これは「インターネットを通じて行われるものも含む」というふうに書いてありますが、「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」というふうに定義されています。

そして、本市のいじめの重大事態対応ガイドラインの中の、学校の設置者及び学校の基本的姿勢においては、「いじめを受けた児童生徒やその保護者のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たる」ということも書かれています。

そこで、学校や保護者との話合いがなかなかうまくいかなかった場合、保護者が教育委員会に相談されると思いますが、学校との連携や保護者への対応は、現在どのようにされているかということをお聞かせください。

○学校教育課長（中津朋広）そういったケースは、やはり少なからずあります。保護者から相談があった場合は、やはりまずは、学校に事実の確認と、そして、これまで経過がどのようになっていたのか。保護者のほうが教育委員会に相談をするということは、学校と保護者間のちょっと意識のズレというか、そこがうまくいっていないケースが多いですので、まずは保護者から聞いた上で、学校のほうにその事実と、それから、経過を確認するということをしております。あとは、明らかにお互いの言っていることが違う場合と、認識は同じなんだけれども、そこの保護者の思いと学校の対応にズレがある場合とでは、ちょっと

またその後の対応は違ってくると思いますが、教育委員会としては、やはり最終的には学校と保護者、もちろん子どもが中心なんですけど、その学校と保護者、子どもがよりよい解決方法を見つけるということができる事が一番だと思いますので、そういうふうになるように調整を図っているところです。

なお、明らかに子どもや保護者に寄り添った対応が不十分だと思われる場合は、学校に具体的に指導する場合もあります。

○議員（犬井美香）調整を図りながらというところではあると思うんですけれども、学校と保護者、先ほど言われたように学校と教育委員会、教育委員会と保護者というように、様々やり取りをされるとは思うんですけれども、それらというのは、今後起こるかもしれない事案への生きたケースとして、先ほど離婚がないような感じ、離婚がないように経過をしっかり記録に残すべきであって、残されているものというふうに私も考えてはいるんですけれども、ちょっと私が耳にした中で、記録が残されていないこと、ものもあったようですね。重大事態の調査というのは、「いじめの事実の全容解明、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを学校が認識して、そして、調査によりうみを出し切って、いじめ防止等の体制を見直す姿勢を持つことが、今後の再発防止に向けて第一歩になる」というのもガイドラインの中には書いてありました。そのためにも、きちんとした記録というのはすごく大切だと思うんですけれども、教育委員会としての考え方というのをお聞かせください。

○学校教育課長（中津朋広）まず、こういう事案に関しては、いじめに限らずではあるんですけど、学校のほうからは記録として、こちらに報告が上がってくるところであります。その記録をもって、私たち教育委員会が内部で、じゃあ、この事案にどのように対応していくかということを協議をしたものに関しては、例えば、そこに参加した人が誰で、日時がいつで、出席者が誰で、どのような協議過程を踏んだというところまでの記録は、今のところ取ってはいないところです。ただ、協議をして、最終的にこういう方針でいきましょうということに関しては、これは、ある程度方針が固まりましたら、そこは記録に残すように

しているところです。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんね。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

以上で、教育総務課及び学校教育課の審査を終わります。

---

#### △社会教育課の審査

○委員長（徳永武次）次は、社会教育課の審査に入ります。

---

#### △議案第137号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しております議案第137号を議題とします。  
当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（坂下克博）まず、歳出について説明します。

予算に関する説明書、第9回補正の61ページをお開きください。

10款5項1目社会教育総務費の事項、社会教育管理費の増額につきましては、人件費など会計年度任用職員の費用弁償、通勤手当に伴う調整でございますが、それでございます。

続きまして、同ページの第2目文化振興費の事項、文化財保護事業費の減額につきましては、鹿児島県地域振興推進事業により、天辰町の皿山、平佐焼の窯跡、現窯に大屋を設置する計画でございましたが、建築基準法などにより設置できないことが判明いたしました。今年度は、大屋は設置しないことにより減額するものでございます。

なお、今後、来年度以降でございますが、どのような形で現地保存ができるか、専門家を交えて調査、検討をしたいと考えております。

続きまして、同3目公民館費の事項、中央公民館費の増額につきましては、今年度で事業であります中央公民館・中央図書館空調設備改修事業の増額分でございます。これにつきましては、市民利用の多い施設、また、災害時の避難施設になっていることを踏まえ、また、それらを踏まえ、一部設計を見直したところでございます。また、部材の値上がりなども含めて増額することになりました。

次に、歳入を説明いたします。

予算に関する説明書 24 ページをお開きください。

17 款 2 項 8 目教育費補助金、4 節社会教育費補助金の説明欄の 2 行目にあります地域振興推進事業補助金の減額でございます。これにつきましては、先ほど歳出のほうで御説明いたしました鹿児島県の地域振興推進事業費を休止することに伴う歳入の減額でございます。

次に、繰越明許費について説明いたします。

12 ページにお戻りください。

第 2 表の一番下の行でございます中央公民館・中央図書館空調設備改修事業であり、歳出でも説明いたしたものでございます。これにつきましては、相応の施工期間を要することから、繰越明許費を設定させていただくところでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑ないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第 150 号 令和 5 年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）次に、審査を一時中止しております議案第 150 号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○社会教育課長（坂下克博）次に、予算に関する説明書、第 10 回補正の 47 ページをお開きください。

10 款 5 項 1 目社会教育総務費の社会教育管理費の増額、事項、青少年対策費の増額、続きまして、2 目文化振興費の事項、文化財保護事業費の増額、事項、歴史資料館管理費の増額、続きまして、3 目公民館費の中央公民館費の増額、事項、地域公民館費の増額につきましては、人事院勧告に基づく給与費等の増額補正でございます。

歳入につきましてはございません。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

○社会教育課長（坂下克博）所管事務調査になります。令和 6 年薩摩川内市二十歳のつどいについて御説明いたします。

教育委員会の総務文教資料の 6 ページをお開きください。

これにつきましては、御承知のとおり、旧成人式から「二十歳のつどい」と名称を変えて、2 回目の「二十歳のつどい」となります。開催日につきましては、令和 6 年 1 月 7 日の日曜日、式典は 10 時半開始として、午前中で終了となります。なお、受付は 9 時 50 分からになります。会場は S S プラザせんだいでございます。

今回の対象者は、平成 15 年 4 月 2 日から平成 16 年 4 月 1 日まで生まれた方になります。本市に住民票を登録されていらっしゃる 919 名の方に、式の案内を差し上げます。住所がない方でも、本市出身者なども参加することは可能でございます。これらにつきましては、ホームページなどでお知らせしているところでございます。

また、保護者の皆さまにつきましては、今回は入場制限はいたしませんが、座席を超過する場合は、別室で中継を視聴できるという形で準備しておるところでございます。来賓の皆さまにも御案内してあり、議員の皆さまにもお手元に案内文書が届く頃かと思いますので、年始めのお忙しい時期かと思いますが、御出席いただきお祝いいただくようよろしくお願いいいたします。

なお、最後のほうに、各地域で行われる二十歳のつどいなどにつきましても、記載のとおり行われますので御覧ください。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたら、これを含めて、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、社会教育課の審査を終わります。

---

△中央図書館の審査

○委員長（徳永武次）次は、中央図書館の審査に入ります。

---

△議案第137号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました議案第137号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○中央図書館長（寺田和一）それでは、第9回補正予算について説明させていただきます。当館は、歳出のみでございます。予算に関する説明書の61ページを御覧ください。

10款5項4目図書館費のうち、図書館管理費の増額をお願いするものでございます。補正の内容といたしましては、鹿児島県の最低賃金改正に伴う会計年度任用職員報酬の増額補正でございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明が終わりましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）次に、審査を一時中止しておりました議案第150号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○中央図書館長（寺田和一）それでは、第10回補正予算について説明させていただきます。こちらも歳出のみでございますので、よろしくお願ひいたします。

資料は、予算に関する説明書の48ページでございます。

10款5項4目図書館費のうち、図書館管理費の増額をお願いするものでございます。補正の内容といたしましては、人事院勧告に伴う給与費等の増額補正でございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。以上で、中央図書館の審査を終わります。

---

△少年自然の家の審査

○委員長（徳永武次）次は、少年自然の家の審査に入ります。

---

△議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました議案第150号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○少年自然の家所長（児玉 学）少年自然の家でございます。

第10回補正予算書の48ページをお開きください。

10款教育費、5項社会教育費、6目少年自然の家費における補正予算は、人事院勧告に伴う給与費等の増額でございます。

なお、歳入についてはございません。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○少年自然の家所長（児玉 学）所管事務調査につきまして、資料の7ページを御覧ください。

冬のアドベンチャー「薩摩川内ぼっけもんの挑

戦」事業及び本所の利用状況について御説明いたします。

まず、12月24日から12月26日にかけて2泊3日で開催いたします冬のアドベンチャー「薩摩川内ぼっけもんの挑戦」について説明いたします。

主な活動は、北薩を舞台に、（4）にありますように、自転車の旅をはじめ、社会学習の東郷人形浄瑠璃や鶴田ダム見学などを、小学5年生から高校生までの児童生徒30人の異年齢集団で取り組みます。事業を実施するに当たり、参加者の安全が最優先でございます。これまでも数回にわたり、事前踏査や立哨指導場所の確認を行い、自転車の練習会も13回計画し、本番に備えているところでございます。

また、（5）にお示しのとおり、コロナやインフルエンザ等の健康面にも十分留意し、所期の目的を達成できるよう努めてまいります。

次に、本所の利用状況について御説明いたします。

昨年度、一昨年度と比較いたしまして、利用団体数及び利用者数ともに増加傾向にあります。現在、安全面に配慮しながら、募集定員を見直すなど、利用者増に努めているところです。今後も引き続き、利用者の安全を最優先に考え、社会教育施設としての機能を果たしてまいります。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたら、これを含めて、これより所管事務全般の質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、少年自然の家の審査を終わります。

〔発言する者あり〕

○委員長（徳永武次）ただいま、それでは、委員外議員の発言を求める声がありますので、犬井議員の質問事項をお願いいたします。

○議員（犬井美香）今ちょっと御説明にあった冬のアドベンチャー「薩摩川内ぼっけもんの挑戦」等について質問したいと思います。

○委員長（徳永武次）それでは、本件についての発言を認めることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）じゃあ、犬井議員、発言を許します。

○議員（犬井美香）申し訳ありません。この「ぼっけもんの挑戦」、毎年やられていると思うんですけども、参加者が小学5年生から高校3年生ということになっておりますが、こちらが一度エントリーをされると、次の年とか、この幅があるんですけど、エントリーはできないとかという何かくくりがありますでしょうか。

○少年自然の家所長（児玉学）毎回募集を募って、それに基づいて抽せんを行っているところです。

○議員（犬井美香）抽せんということは、もしかすると、同じ人が何回か行くということもあり得るということでしょうか。

○少年自然の家所長（児玉学）そういう場合もございます。

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

以上で、少年自然の家の審査を終わります。

---

#### △秘書広報課の審査

○委員長（徳永武次）次は、秘書広報課の審査に入ります。

---

#### △議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しております議案第150号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○秘書広報課長（川床和代）それでは、第10回補正予算について説明いたしますので、補正予算書の15ページを御覧ください。

2款1項2目秘書広報費のうち、秘書広報課分は、事項、秘書管理費で、人事院勧告による一般職の給与改定に準じて、会計年度任用職員の報酬改定を行うものです。

なお、報酬につきましては、引上げ後の額が規定予算内であったため補正は行わず、期末手当及び社会保険料の増額補正をお願いするものです。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（徳永武次） 次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。以上で、秘書広報課の審査を終わります。

---

△企画政策課の審査

○委員長（徳永武次） 次は、企画政策課の審査に入ります。

---

△議案第122号 薩摩川内市奨学金返還

支援基金条例の制定について

○委員長（徳永武次） まず、議案第122号 薩摩川内市奨学金返還支援基金条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○企画政策課長（下門隆嗣） 議案第122号につきまして、初めに、議会資料で御説明いたします。

議会資料、未来政策部の2ページをお開き願います。

薩摩川内市奨学金返還支援基金条例の制定について、1、目的ですが、奨学金の返還の支援に関する事業を拡充することにより、本市における就業を促進し、産業人材の確保を図るため、新たに条例を制定し、基金を造成するものであります。

なお、従前の基金の設置根拠としてきた薩摩川内市基金の設置、管理及び処分に関する条例から、同基金の項目を削除するものであります。

今回、この時期に基金創設する理由といたしまして、産業人材確保のために早期広報に着手したいということ、具体的に言いますと、次の年、令和7年新卒の採用について、大学・短大等への求人票の受付開始が、早くも来年2月、令和6年2月に始まり、広報活動が始まるとのことであります。秋頃には内定ということからも、少しでも早い時期からPRし、人材確保に努めてまいりたいという考えであります。

奨学金返還支援補助の拡充につきましては、総

務文教委員会資料で御説明いたします。

未来政策部総務文教委員会資料の3ページをお願いいたします。

（2）制度の見直し拡充案の表中で、ポイントのみの説明をいたします。

表中3段目、学校要件につきまして、従来の大学等に専修学校、専門学校、短期大学を加えるものであります。

その下の段、年齢要件を30歳から申込時35歳未満に拡充。

その下の段、就職要件につきまして、市内中小企業等の正規雇用を市内企業等の正規雇用に拡充。

補助金額につきまして、前年度支払った返還額の2分の1から、前年度支払った奨学金返還額の3分の2円、また、単年度の上限を20万円から30万円に拡充。

補助修了の期間及び上限額を200万円から300万円に拡充し、300万円に達するか返還が完了するまでになっております。

見直し後の補助金は、令和6年度から登録申込受付を行い、令和6年度の登録者が返還した実績をもって、令和7年度補助申請交付という形になります。したがいまして、補助金の歳出につきましては、令和7年度予算要求し、その財源として同基金から繰入れ、充当していくものであります。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めるに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第123号 薩摩川内市産業人材確保・移住定住戦略基金条例の制定について

○委員長（徳永武次） 次に、議案第123号 薩摩川内市産業人材確保・移住定住戦略基金条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○企画政策課長（下門隆嗣） 議会資料、未来政策部の3ページをお開きください。

議案123号薩摩川内市産業人材確保・移住定住戦略基金条例の制定について。

1、目的は、本市における就業及び移住・定住を促進するために要する経費の財源に充てるため、基金を造成するものでございます。

3、基金の使途ですが、産業人材確保、移住・定住、空き家施策部を総合的に推進する（仮称）薩摩川内市産業人材確保・移住戦略実行計画を、令和5年度中に策定する予定であり、実行計画に基づき実施する各種施策に充当する予定でございます。

なお、その施策につきましては、令和6年度当初予算施策についての充当事業を、当初予算で充当事業をお示していく予定でございます。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めるに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第124号 甑島辺地に係る総合整備計画の変更について

○委員長（徳永武次） 次に、議案第124号 甑島辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○企画政策課長（下門隆嗣） 未来政策部議会

資料、議会資料の未来政策部の4ページをお開き願います。

議案124号甑島辺地に係る総合整備計画の変更について。

1、変更理由ですが、辺地対策事業債予定額の変更等を行うものであります。

2、変更内容ですが、（1）辺地度点数及び（2）公共的施設の整備計画を行うものです。

3、変更の要因といたしまして、（1）辺地度点数は、現状地での変更をするものでございます。

（2）整備計画すなわち辺地債予定額の増加をしたものは、ア、消防施設整備に係る特定財源充當の変更による辺地債の増、消防救急車整備に辺地債を充てていることから、その増でございます。

イ、観光レクリエーション施設は、離島活性化交付金、トイレ改修事業等の工事箇所を追加等、事業費増額による辺地債の増であります。

○委員長（徳永武次） ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めるに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第137号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次） 次に、審査を一時中止しております議案第137号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○企画政策課長（下門隆嗣） それでは、補正予算、企画政策課分の説明をいたします。

まず、歳出のほうになります。

予算に関する説明書、33ページをお願いいたします。

2款1項6目企画費のうち、定住促進対策事業費は、奨学金返還支援補助金の増額であり、繰上償還などにより申請額が増加するものであります。

その下、奨学金返還支援基金積立金は、議案122号で説明した6億円の増加及び産業人材確保移住定住戦略基金積立金は、議案123号で説明した4億円を新たに積み立てるものでございます。

次に、歳入でございます。

予算に関する説明書、24ページの上の段をお願いいたします。

17款2項1目5節電源立地地域対策補助金は、(イケン)相当分及び周辺相当分の交付決定による増額分でございます。

次に、26ページ、上の段をお願いいたします。

19款1項1目1節総務費寄附金のうち、企画政策課分は、東京の方から奨学金返還事業基金積立への寄附金30万円を頂いたものでございます。

次に、同ページ、8目1節教育寄附金は、文化振興費寄附金であり、北九州市の方から甑ミュージアム事業への寄附金として10万円を頂いたものでございます。

次に、27ページ上の段、20款1項67目1節奨学金返還支援基金繰入金につきましては、歳出で御説明した補助金の財源に繰入れするものでございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）次に、審査を一時中止しております議案第150号を議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○企画政策課長（下門隆嗣）まず、歳出の分になります。

予算に関する説明書16ページをお願いいたします。

2款1項6目企画費、一つ目の丸、定住促進対策事業費は、人事院勧告による会計年度任用職員

の報酬等の増額補正であります。

同じく三つ目の丸、地域おこし対策事業費は、人事院勧告による会計年度任用職員報酬の増額補正であります。

歳入の分はございません。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

---

△所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○企画政策課長（下門隆嗣）未来政策部総務文教委員会資料の4ページをお開きください。

第3次薩摩川内市総合計画の策定状況について。

(1) 主な経過と(2)今後のスケジュールでございますが、これまで議員全員協議会等で御報告させていただいた内容に加えまして、広聴と11月21日にございました自治総合審議会からの答申内容などを踏まえ、基本構想（案）を策定中でございます。今後、府内会議における審議を経て、第3次総合計画の基本構想（案）につきまして、令和6年3月議会の上程を予定しております。また、基本構想（案）を上程する際に、前期基本計画（案）を議会資料でお示す予定としております。

今後の作業として、この前期基本計画（案）は、令和6年度内に内容を決定していくこととしております。

続きまして、資料はございませんが、口頭で2件報告させていただきます。よろしいでしょうか。

○委員長（徳永武次）はい。

○企画政策課長（下門隆嗣）まず一つ目に、川内文化ホール跡地利活用事業の「センノオト」につきまして、開業時期でございますが、来年春を目指しているところでございますが、今月中に開業時期の公表がされるとのことであり、議員の皆様にも情報提供してまいりたいと考えております。今後、開業日時、開館時間、会議室等の利用

料、内覧会やオープンイベント等、詳細が分かり次第、随時情報提供してまいりたいと考えております。

2件目に、サーキュラーパーク九州について、旧川内発電所跡地の事業者が保有しております用地32ヘクタールについて、新たな町名・地番をするよう検討中であり、3月に議案上程していく予定としておりますので、御報告いたします。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたら、これを含めて、所管事務全般について御質疑願います。

○委員（福田俊一郎）新たな総合計画に付随してちゅうか、セットでの話で、実施計画を以前からもう一回元に戻すような質問と、また、議会からもそういう要請があったと思うんですけれども、今回、来年の3月に新たな総合計画を上程をする予定ですが、これに合わせて実施計画についても策定して、議会のほうにも提出するちゅう形になるんでしょうかね、それは。その辺の計画をちょっと示してください。

○企画政策課長（下門隆嗣）御質問ありがとうございます。委員の御指摘ございましたとおり、実施計画につきましては、令和7年度からの実施計画についての検討を始めているところでございます。作業につきましても同時進行でやっておりますが、今回の上程につきまして、添付できるかどうかも含めて、今、検討中でございます。

○未来政策部長（古川英利）まず、実施計画については、基本構想の中で実施計画つくりますよということのちゃんと位置づけをしたいと考えております。それに基づいて、令和7年度から実施計画を策定する方向で、今、検討を進めておりまして、第1期の実施計画、令和7、令和8、令和9、3か年になりますけれども、この計画の中身については、令和7年2月、要は、令和7年度予算と同時に実施計画向こう3年間ということで公表したいと、今、準備をしているところでです。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

以上で、企画政策課の審査を終わります。

---

#### △コミュニティ課の審査

○委員長（徳永武次）次は、コミュニティ課の審査に入ります。

---

△議案第125号 薩摩川内市自治基本条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（徳永武次）まず、議案第125号 薩摩川内市自治基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。

○コミュニティ課長（田中英人）それでは、議案第125号 薩摩川内市自治基本条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案つづりの125ページの1をお開きください。

提案の理由につきましては、本会議におきまして未来政策部長が説明いたしましたが、地区コミュニティ協議会及び自治会の連携、地区コミュニティ協議会、自治会が取り組むコミュニティ活動に対する市民の積極的な参加等を促進し、コミュニティ活動の活性化を図ろうとするものでございます。

自治基本条例につきましては、市民が自ら主体となり、まちづくりに参画し、市民、議会、行政がそれぞれの立場でお互いを尊重しながら、それぞれの役割と責務を認識し、協働してまちづくりを進め、住民自治を実現するために平成20年度に制定されたところでございます。市の自治会加入率も、薩摩川内市発足当初は80%を超えておりましたが、昨今では約75%と低下し、少子高齢化に伴う小規模自治会の増加に伴う自治組織としての活動が困難な状況も生じているところでございます。

そこで、今回、自治基本条例を改正し、市民の地区コミュニティ協議会、自治会の役割の理解及び自治会加入促進を図りたいと考えております。

条例改正につきましては、第21条と第24条の改正についてでございます。

第21条、地区コミュニティ協議会につきましては、第3項を追加し、「市民は、地区コミュニティ協議会のコミュニティ活動に対する理解を深め、その活動に積極的に参加するよう努めるものとする」であります。この背景には、昨今、地区コミュニティ協議会活動参加者の減少が課題となっていることから、地区コミュニティ活動に理解

を深めることと、及び市民が積極的に活動に参加することを追加するものでございます。

続きまして、第24条、自治会活動への理解等につきましては、第24条に「自治会に加入し、その活動に参加するよう努めるものとする」とありますが、その活動の後に「積極的に」を追加いたしました。この背景につきましては、自治会加入率の低下と担い手不足や地域活動への参加者の減少が課題となっていることから、自治会への加入と積極的参加を促すために、「積極的」という言葉を追加いたしました。

また、第2項に、「自治会は地区コミュニティ協議会の役割を理解し、連携を図りながら活動に努めるものとする」を追加いたしました。この背景につきましては、昨今、地区コミュニティ協議会と自治会の関係性が希薄化しているところもあることから、地区コミュニティ協議会の役割の理解を深めていただくとともに、自治会と地区コミュニティ協議会の連携強化を図りながら活動の活性化に努めることとし、追加してございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたら、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎）今回、自治会の加入促進のために文言を、「積極的に」を入れたということで、具体的には、この文言をこうして、「積極的」ということを入れて整理したという、いわゆる実効果はどういったものがあるんでしょうか。日頃、それぞれ自治会の会長さんたち、いわゆるコミュニティの方々も自治会加入の促進をやっているんですけれども、今回こうして条例を改正したことによって、何がどう具体的に、自治会に入っていない方々が入ってくださるような、そういうふうな効果が出てくるのかをちょっと示してください。

○コミュニティ課長（田中英人）今回の条例改正につきましては、もともと自治基本条例というのが理念条例でもあるんですが、その中でもなるべく積極的にという形をつくりまして、市民の方々にも理解をするために、今回入れさせていただきました。また、自治会の未加入者にありますても、こういう形で自治基本条例によりまして、市民の方々も自治会の活動であったりとか、地区コミュニティ協議会とも連携をしていただくよう

にお願いするため、今回改正をさせていただいたところでございまして、様々な場面でも、この部分というのは、「積極的に」は、こちらのほうで説明をしながら、自治会加入のほうには努めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員（森満 晃）関連して。この周知は、何か広報薩摩川内だとか、あるいは、コミュニティの会長さんを通して自治会長さんに周知するだとか、そういうふうなところ、分野はいかがですか。

○コミュニティ課長（田中英人）承認を頂いた後には、広報等を積極的にしてまいりまして、また、転入者であったりとかいう部分にも、この部分というのを示しながら、自治会加入のほうを努めてまいりたいと思っております。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）討論はないと認めます。  
これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めるに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

△議案第137号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）次に、審査を一時中止しておきました議案第137号を議題とします。  
当局の補足説明を求めます。

○コミュニティ課長（田中英人）歳出から説明いたします。

予算に関する説明書の33ページをお開きください。

2款1項6目企画費、事項、男女共同参画政策費で、補正額は、消耗品5万円及び委託料10万3,000円の増額でございます。これは、女性活躍推進事業に対する寄附を頂いたものを消耗品に充てるとともに、研修講座を実施する際の託児

業務に係る業務委託料でございます。

続きまして、説明書の34ページをお開きください。

2款1項15目コミュニティ費、事項、自治会育成費で、補正額は75万1,000円の減額でございます。これは、会計年度任用職員の報酬改定に伴う4万1,000円の増額と、自治会交付金の実績確定による79万2,000円の減額でございます。

続きまして、同目内、事項、コミュニティセンター管理費で、補正額は503万2,000円の増額でございます。これは、可愛地区コミュニティセンター周辺の斜面の伐採による委託料61万6,000円と、寄田・西方地区コミュニティセンタートイレ改修工事に係る人件費高騰、物価高騰など対応による441万円でございます。

続きまして、同目内、事項、コミュニティ推進費で、補正額は、火災保険料の345万1,000円の減額でございます。これは、市民活動災害保障保険料の実績確定による減額でございます。

続きまして、歳入を説明申し上げます。

予算に関する説明書の26ページをお開きください。

19款1項1目寄附金、総務費寄附金でございます。寄附金の本課分の補正額は、5万円の増額でございます。これは、先ほど歳出で御説明いたしましたが、女性に寄り添った支援に対する寄附を頂いたものでございます。寄附団体は、国際ソロブチミスト鹿児島一川内でございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）次に、審査を一時中止しておりました、議案第150号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○コミュニティ課長（田中英人）予算に関する説明書の17ページをお開きください。

2款1項15目コミュニティ費、事項、自治会育成費及びコミュニティ推進費で、これは、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の給与費等の増額でございます。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。ここで、本案の審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局の説明を求めます。

○コミュニティ課長（田中英人）委員会資料の5ページをお開きください。

地区コミュニティ協議会・自治会交付金制度の見直しの案についてでございます。

まず、地区コミュニティ運営交付金算定の考え方でございますが、世帯規模割について、200世帯までは変わりませんけれども、201世帯以上の地区コミュニティ協議会においては、一律3万1,400円の増額としております。また、事務事業運営費割につきましては、200世帯までの地区コミュニティ協議会が7,000円の増額、201世帯以上の地区コミュニティについては2万4,000円の減額となっております。

これに加えまして、地区コミュニティ協議会で管理されている防犯灯の電気料の支援とし、それぞれの区分で単価を決めており、設置本数にそれぞれの区分の単価掛ける12か月分を支援するよう検討しているところでございます。

続きまして、自治会交付金でありますが、今回、名称を「自治会運営交付金」に変更することとしております。

算定の考え方でございますが、世帯規模割について、50世帯までの自治会が1,300円の増額、51世帯から100世帯までが800円の増額、101世帯以上が一律1万8,000円となることから、101世帯から150世帯が300円の増額でありますが、151世帯から200世帯が2,200円の減額、201世帯以

上が4,700円の減額となります。また、世帯割につきましては、100世帯までは変わりませんが、101世帯以上70円の増額となります。

それと、先ほど地区コミュニティ協議会運営交付金で説明いたしました防犯灯を管理する自治会に対し、電気料分を支援いたします。

また、ゴールド集落活性化支援事業を承継する新たな交付金とし、活性化推進分としまして、高齢化率に応じた特別加算として、基礎額に対し、市の平均高齢化率を超えた割合を加算することで検討しております。例で言いますと、市の平均が45%とした場合、高齢化率70%の自治会は5万円の加算となります。さらには、現在、自治会再編を進めている自治会が、再編された翌年度に限り10万円の加算を検討しております。

なお、この表記は3月中の再編を想定しておりますが、4月1日付で再編の場合は、当該年度の加算をすることで検討しております。

なお、交付金については、全ての地区コミュニティ協議会・自治会が増額になるように試算しておりますけれども、来年1月をめどに、地区コミュニティ協議会・自治会の交付金の概算を試算し示したいと思っておるところでございます。

続きまして、6ページをお開きください。

第18回薩摩川内市生涯学習フェスティバルについてでございます。

子どもから高齢者まで市民がいつでもどこでも自由に学べる生涯学習の実現による地域力向上を目指すことを目的に、令和6年2月11日、日曜日に、10時から市総合運動公園内サンアリーナせんだいで開催いたします。

今回のテーマは、「学びのレシーブ！未来へアタック！～みんなで目指そう「心」豊かな学習社会～」とし、基調講演等六つのセクションで開催し、地区コミュニティ協議会からも自主学級やコミュニティマーケット等の出店がございます。基調講演は、本県出身であり、ロンドンオリンピック銅メダル獲得に貢献された迫田さおり氏を招き、講演を頂きます。また、男女共同参画推進に関わるイベントとし、ひとみらいセクションでは、NPO法人あなたのいばしょを設立し、24時間誰でも利用できるチャット相談窓口を開設され、望まない孤独の根絶を目指して活躍されている大空幸星氏を招き、女性活躍推進につながる講演を頂

く予定でございます。

3年ぶりに開催となった昨年も約1万人の来場があり、地区コミュニティ協議会をはじめ、積極的に取り組んでいただきながら、多くの市民の方々と協働により開催してまいりたいと考えております。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたら、これを含めて、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎）地区コミ・自治会交付金の新たな制度改革というか、見直しをされたことについては、大変敬意を表したいと思います。本当に疲れさまでございました。また、これが順調に来年度からうまく機能することを期待しているところですけれども、それぞれまた新たな制度ですので、地区コミとか自治会のほうからもいろんな意見が出てくるかと思いますが、十分また対応していただきたいと思います。

それと、防犯灯の電気料金分についてでありますけれども、今回、こうして具体的な数値等も掲載をしていただきました。これを読みますと、1基当たりのそれぞれの電気料金相当分と書いてありますけれども、これについては、これまで自治体の負担の軽減ということで今回取り組んでいただいているところですが、この相当分という言い方なんですが、これは補助金なのか、それとも、もう相当分ですので全額補助ということ、全額交付してもらえるのか、その辺のところはいかがなものでしょう。

○コミュニティ課長（田中英人）それぞれ防犯灯においても、ワット数で電気量が違うもんですから、それぞれのワット数に応じた金額を割り出しております。それに対して、今、自治会のほうからは調査で回答をもらっておりままでの、10ワットであったり、20ワットであったりという形でそれぞれ頂いておりますので、そこを試算しながら、そのワット数に応じた単価を算出して、支援する考え方で検討しているところでございます。それぞれの単価で違うので、全額ではないんですけども、それに近い形で負担を軽減するために検討しているところでございます。

○委員（福田俊一郎）では、全額ではないけれども、新年の予算のお楽しみということで、で

きるだけ自治会の方々に負担を軽減、負担が重くのしかからないように十分対応していくということで認識していいですね。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

以上で、コミュニティ課の審査を終わります。

---

#### △議事調査課の審査

○委員長（徳永武次）次は、議事調査課の審査に入ります。

---

#### △議案第137号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました議案第137号を議題とします。  
当局の補足説明を求めます。

○議事調査課長（久米道秋）予算に関する説明書の32ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費で、補正額は175万円の減額でございます。

説明欄を御覧ください。

議会活動費におきまして、議員辞職に伴います議員報酬、議員期末手当等の減額及び議会管理費における職員手当等の増額でございます。

歳出は以上で、歳入はございません。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。  
以上で、議案第137号令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会負託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）討論はないと認めます。  
これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

#### △議案第150号 令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（徳永武次）まず、審査を一時中止しておりました議案第150号を議題とします。  
当局の補足説明を求めます。

○議事調査課長（久米道秋）予算に関する説明書の14ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費で、補正額は179万7,000円の増額でございます。

説明欄をお願いいたします。

人事院勧告に伴いまして、議会活動費における議員期末手当の増額及び議会管理費における職員の給料、職員手当等を増額するものでございます。

歳出は以上で、歳入はございません。

○委員長（徳永武次）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑はないと認めます。

以上で、議案第150号令和5年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、本委員会負託分について質疑が全て終了しましたので、これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）討論はないと認めます。  
これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

#### △所管事務調査

○委員長（徳永武次）次に、所管事務調査を行います。

当局から報告事項はありませんので、これより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（福田俊一郎）今、議会のほうでは、

本会議の質問等については、会議録を作つて公表しています。と同時に、常任委員会、特別委員会についても、そのような方向で対応をしていただいているところなんですね。今年度の議会事務局のホームページでは、常任委員会の会議録、会議記録と言つたほうがいいでしょうか。これについては、事務局の庶務規定の中にも入つていますけれども、今年度、全く公表をされていないところです。本来なら、前の議会の会議録については、次の議会までに出て公表をするというような暗黙の了解みたいなのがあろうかというふうに思うんですけれども、その辺のなぜそういうふうになつてているのかというのを、今ちょっと原因等を説明を頂きたいなと思います。

というのも、今まででしたけれども、この数年ずっと議会事務局の職員の人手不足というか、議会のほうも特別委員会を設置したりして、事務局のほうも対応が十分人手が足らない中で一生懸命やっておられるけれども、そういうふうになつてしまつてはいるんじやないかということを懸念されるものですから、あえて、今日、ちょうど議長もおいでですし、また、議運の委員長もおいでなので、その辺の実態を事務局のほうから話をしてもらつたらいいのかなというふうに思うところです。

○議事調査課長（久米道秋） 今年度の実態としまして、会議録の進捗がちょっと停滞していることに関しまして、大きくは、今、2点ぐらいは考えられるなと考えております、まず1点目が、議事グループ委員のほうが今年度、中途で産休を取得しまして、一時的に欠員の状態が数か月間あつたこと。それから、2点目として、10月以降、川内原発の関連陳情の審査のために特別委員会が集中的に開催されましたので、これに集中的に注力する必要があつたこと等が要因と考えております、なかなか会議録の進捗が悪いといったような状況でございます。

○委員（福田俊一郎） 市議会のホームページについて、やはり市民に公表をしておりますし、今年度分が全く公表がされていないというのをやっぱり市民のほうも見ますと、やっぱりちょっといろいろと問題も出てくるのかなという、そういう心配もあります。人出がなかなか、今、課長が言われるように厳しい状況、いろんな事業量が増

えて、事務事業が増えて、なかなか対応ができないという実態だと思います。

それと、もう一つは、常任委員会のああいう文字起こしで、すごく書類を精査して公表をしていく、相当な労力やと思います、一字一句もう正式ということでお出でおられるので。そうしたときに、どれだけの市民の皆さんがあの常任委員会の会議録を見ておられるのかなと。議会事務局のその労力に合つたぐらいアクセスがあつて、それを見られて、何らかの反応とか反響とかちゅうのがあれば、それに越したことないんですけども、私がほかの自治体の議会のホームページを見る中で、常任委員会までこんなに詳細に詳しく公表をしているというのは、私ども市議会だけ、だけちゅうか、数少ないうちの一つぢやないかなと。誇らしいことなんですけれども、ただ、実態的に今までずっとやってきたことを基本に、経験を踏まえて、本当に公表してこれからもいくのかどうか、そこも含めて、ちょっと議長や議運の委員長もおいでなので、相談を本音でされて、どういうふうにしたらいいのか。我々議員もそれによって対応していかなきやいかんと思います。その辺はどうでしょう。

○事務局長（田代健一） 委員会記録が滞つておりますことについて、大変御心配をおかけして申し訳ございません。状況としては課長から報告があつたとおりなんですけれども、前任の局長からも、委員会記録についてはどうしても手がかかるもので、ちょっと積み残し、積み残しの状況で来ているということで、昨年度においては改選があつて、若干54件ほどですかね、の全体、会議の回数があつて、その会議録の起こしがあつたんですが、今年度は特別委員会の設置等で、やはり同じぐらいの会議総数になりそうな勢いでございます。そういった中で、昨年の積み残しも含めて作業は進めておつたんですけども、ちょっと局内的人事の関係等で難しかつた部分と、それから、やっぱり特別委員会の対応ということで、どうしても委員会記録が後手に回つたというような状況がございます。

委員会会議録の取扱いにつきましては、どうしても薩摩川内市議会で委員会の会議録を残すということが方針で決まりましてからもう数年になりますので、貴重な、議会の委員会制をとつて

中での、意思形成過程のアーカイブとなるものでございますので、これを後退させるというのは大きな判断になろうかと思いますので、事務局といたましても、できるだけ滞ることがないように作成ができますよう。いろいろ今、A Iも含めまして技術的な進展もございますし、また手作業の部分でも、総務課のほうで、文字起こし的なものについて、軽作業の手伝いを職場復帰の観点で行うような事務の改善も行なっているものですから、そういったのを借りながら、少しでも早く委員会記録ができるように努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員（福田俊一郎）今、局長の方針としては、引き続き委員会の記録については公表していくということでしたけれども、今おっしゃるように、そういう方針であるのであれば、例えば、傍聴席に文字起こしのモニターがあつて、あのデータは残っているのかは分かりませんけど、ああいった仕組みも委員会に取り入れができるのか、マイクか何か持ってきて機械をつなげば、ああいうふうにできるんじゃないかなとも思ったり、今、秘書広報課とおっしゃいましたか。A Iのそういう装置があれば、今、口頭で物を言ったこともA Iで文字変換をしてくれる。ただ、鹿児島弁なもんですから、なかなか文字起こしをしても、その訂正にすごく時間がかかるんですよね。ですから、その辺も含めて、一言一句の常任委員会の会議録の、さつきアーカイブとおっしゃいましたけれども、そういうものではなくて、大まかにこういうことがありましたよというの、A Iで内容をすぐ簡単にまとめることもできますので、そういう、例えば、委員長報告がありますよ、常任委員会の。委員長報告に代える。常任委員会なら常任委員会の委員長報告を、常任委員会でこうこうありましたというふうに公表をするとか、もうそうしていかないと、一言一句を文字を正しく書いて起こしていくちゅうのは大変だとつくづく感じますので、それはまた、いろいろとまた検討をしてください。

○事務局長（田代健一）ありがとうございます。今、御発言いただいたとおり、文字起こしで会議録を作る際には、一言一句、全く同じであれば機械的にできるんですけども、実際のところは修正があったりとか、それから、同音異義語に

についてのチェックがあったりとか、非常にそういった部分について手間がかかっているところでございます。できるだけ今の形態を残したいとは思っておりますが、御意見の中でもございましたとおり、費用対効果の関係でそうやって手をかけて作成していたものについて、どれだけ市民ニーズがあるのかといったあたりも、今後については考慮しながら、また御相談させていただければと思います。

○委員（福田俊一郎）職員の増員配置も含めて検討をしてください。

○委員長（徳永武次）いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑は尽きたと認めます。

以上で、議事調査課の審査を終わります。

---

△不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書の提出について

○委員長（徳永武次）次に、請願第6号を採択すべきものと決定しましたので、ここで、お諮りします。

「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」を日程に追加して、これを議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。よって、この件を日程に追加して、これを議題にします。

まず、書記からタブレットに意見書（案）を配信させます。

〔意見書（案）配信〕

意見書（案）は、請願の内容と同様でありますので、朗読は省略します。御覧いただきたいと思います（巻末に意見書（案）を添付）

それでは、この意見書（案）について、御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御意見がありませんので、文言等の軽微な修正については委員長に一任

いただくこととし、委員会として本意見書（案）を本会議に提出したいと思いますが、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書の提出についてを終了します。

---

△委員会報告書の取扱い

○委員長（徳永武次）以上で、日程の全ては終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に一任いただくことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

---

△閉会中の委員派遣の取扱い

○委員長（徳永武次）次に、閉会中の委員派遣について、お諮りします。

現在のところ、閉会中に現地地方視察等の予定はありませんが、委員派遣を行う必要がある場合は、その手続を委員長に一任いただきたいと思いますが、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

---

△閉　　会

○委員長（徳永武次）以上で、総務文教委員会を閉会いたします。

【卷末資料】

陳情文書表

意見書案



|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                      |       |            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|-------|------------|
| 受理番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 陳情第14号                                               | 受理年月日 | 令和5年11月27日 |
| 件名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 薩摩川内市の学校給食費無償化を求める陳情                                 |       |            |
| 陳情者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 薩摩川内市平佐町4560番地7<br>学校給食無償化を求める薩摩川内の会<br>白石 正代 外2994名 |       |            |
| 要旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                      |       |            |
| <p>長らく賃金が上がらない中で、急激な物価高騰が保護者の家計を圧迫している。とりわけ保護者が負担する学校給食費（月額）は、薩摩川内市で幼稚園4,000円、小学校4,500円、中学校5,300円、義務教育学校4,500円、5,300円で、副教材費など義務教育にかかる様々な費用の中で重い負担となっている。</p> <p>多くの地方自治体で国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、学校給食費の値上げを抑制している。鹿児島県内では、既に3市6町4村が学校給食費を無償化している。全国の519（現時点）の自治体で、小・中学校の給食費無償化が実現している。薩摩川内市では、今年の4月に一旦上げた給食費を元に戻した。</p> <p>憲法第26条の2には「義務教育は、これを無償とする。」と書かれている。給食も教育の一環なので無償とされるべきものである。戦後6年後の1951年、参議院文部委員会で、辻田初等中等教育局長は「現在では御承知の通り国庫補助の面における義務教育につきましては、授業料をとらないという形で無償ということになっております。」とし、無償化の対象を「現在は授業料でございますが、そのほかに教科書とそれから学用品、学校給食費というふうな、なおできれば交通費というふうなことも考えております。」と答弁していた。この答弁の趣旨は現在も変わらないことを文部科学省は認めている。子どもは社会の宝である。子どもには学び成長する権利がある。子どもの権利は、一人の親ではなく大人社会全体で保障すべきである。</p> <p>よって、2994筆の署名を添えて下記のとおり陳情する。</p> |                                                      |       |            |
| 記                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                      |       |            |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薩摩川内市の学校給食費を無償にすること。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                      |       |            |

### 発議第 3 号

不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書を別紙のとおり提出する。

令和 5 年 1 月 22 日提出

提出者 薩摩川内市議会

総務文教委員会

委員長 徳永武次

### 提案理由

不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が果たされるためには、早急に具体的な対策を講じる必要がある。

については、国会及び関係行政庁に対し、不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書を提出しようとするものである。

これが本案提出の理由である。

不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書（案）

令和 3 年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は全国で 24 万 4,940 人と 8 年連続で増加しており、鹿児島県内でも約 3,000 人が不登校と、依然高水準で推移しています。

また、不登校の定義となっている年間欠席 30 日以上の条件に当てはまらないが、保護者や学校の配慮により出席扱いになっているなど事実上の不登校児童生徒数も鑑みると、文部科学省調査だけでは実態が把握しきれているとは言い難く、潜在的な不登校児童生徒も多数存在していると考えられます。

このような中、フリースクール等の民間施設を

利用する際の家庭の実情を見ると、利用料、月 3 万 3,000 円程度（文科省調べ）という経済的負担に加え、身近に通う民間施設がない場合には遠方への通学のための身体的、時間的、心理的負担も加味しなければなりません。

多様な学習機会を提供する民間施設への需要が高まっているのに対し、民間施設を設立するための経済的支援制度は一部の自治体が制定しているのに留まっています。必要な資金が確保できず設立を断念している個人や団体も少なくありません。

以上のことから、現状では、教育機会確保法第 3 条の基本理念 2 に明記される「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援」が果たされているとは言えない状態であり、早急な具体的な対策を講じる必要があると考えます。

よって国において、不登校支援の一部である多様な学習機会を確保するための具体的な対策として、次の事項が実現されるよう、地方自治法第 99 条の規定に基づき、政府・関係省庁へ意見書を提出されるよう強く請願いたします。

### 記

- 1 教育機会確保法制定に際し、衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会がそれぞれ附帯決議した内容である「不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること」を進めること。
- 2 いわゆるフリースクール等民間施設の設立及び運営補助金等の経済的支援制度の確立を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 5 年 1 月 22 日

鹿児島県薩摩川内市議会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務  
大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官

---



薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会総務文教委員会

委員長 徳永武次